

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6月15日

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 俊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8番 2号

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【電話番号】 03 - 3212 - 8421

【届出の対象とした募集（売出）内国投 資信託受益証券に係るファンドの名 称】 東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド
円コース（年1回決算型）
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド
米ドルコース（年1回決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投 資信託受益証券の金額】 上限 各1兆円

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

本書では、各ファンドについて、正式名称ではなく下記の略称等で記載する場合があります。

正式名称	略称	
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）	円コース 円コース（年1回決算型）	各コース
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）	米ドルコース 米ドルコース（年1回決算型）	

（上記のそれぞれをまたは総称して、以下「当ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

(5)【申込手数料】

発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（販売会社との間で定時定額購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。）

分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得することができます。

(7)【申込期間】

平成30年6月16日から平成30年12月17日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ondonの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込の方法

a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日受け付けます。ただし、お申込み日が上記「(7)申込期間」に記載の申込不可日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。

c. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。

d. 上記にかかわらず、取引所（ ）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（ ）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます（以下、本書において同じ。）。

e. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型投信		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月) 日々			なし
不動産投信	その他 ()			
その他資産（投資信託証券 (債券(その他債券))）				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合
追加型投信		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド	あり
不動産投信	日々			
その他資産（投資信託証券 (債券(その他債券)))	その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 (資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
		不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分 固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分 変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	

	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

	その他	上記指標にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

信託金限度額は、信託約款の定めにより各2,000億円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

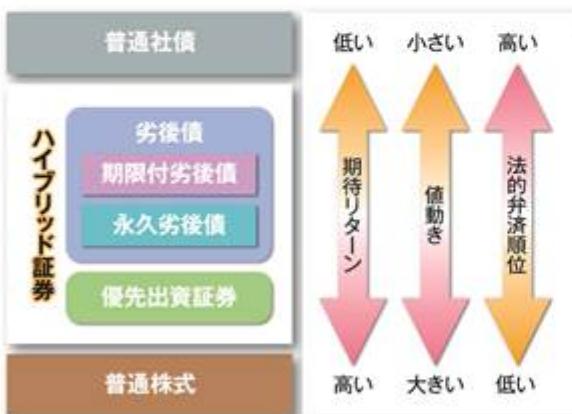
1 世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とします。

■世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とする円建ての外国投資信託「東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」(以下「外国投資信託」といいます)と、円建ての国内籍の投資信託である「東京海上マネーマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

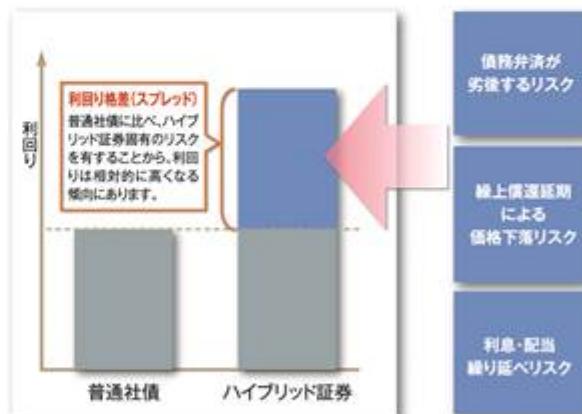
ハイブリッド証券とは

- ◆ハイブリッド証券とは「資本」と「負債」の性格を併せ持った証券で、具体的には、劣後債(期限付劣後債、永久劣後債)、優先出資証券等があります。
- ◆ハイブリッド証券は「満期償還」「繰上償還」「利息(または配当)」等が定められていることから債券(発行体にとっての「負債」)に類似した性格を持つ一方で、普通社債と比較して債務不履行(デフォルト)時の支払い順位が劣後する点や発行体を取り巻く経済状況等により利息(または配当)の支払いの繰り延べまたは停止や繰上償還が延期されることがある点等から、発行体にとっては「資本」としての性格を併せ持つており、株式と債券の中間に位置すると考えられます。

ハイブリッド証券のイメージ図



ハイブリッド証券のスプレッド(イメージ図)



*上記以外にも、流動性リスクや信用リスク等があります。

劣後債:発行体の経営破たん時に、借入金や普通社債等よりも債務弁済の順位が劣る債券のこと。その分、普通社債等に比べて利率が高くなります。
償還期限に定めのない「永久劣後債」と、償還期限がある「期限付劣後債」があります。

優先出資証券:配当や残余財産請求権(企業が解散する際に、負債<他人資本>を返済し、なお財産が残る場合、株主はその持ち株数に応じて残った財産の分配を受けることができるという権利)が普通株に対して優先される優先株に類似した性質を持つ有価証券です。

*上記は、ハイブリッド証券に関する一般的な内容を示したものであり、必ずしもすべてを表すものではありません。
ハイブリッド証券には、金融監督当局が発行体を実質破たん状態にあると判断した場合、元本が削減される場合があります。(一部のハイブリッド証券については、発行体の判断や財務状況等の要因により元本が削減される場合や株式に転換される場合等があります。)

2

投資対象は取得時において投資適格(BBB格)相当以上を有するものとします。

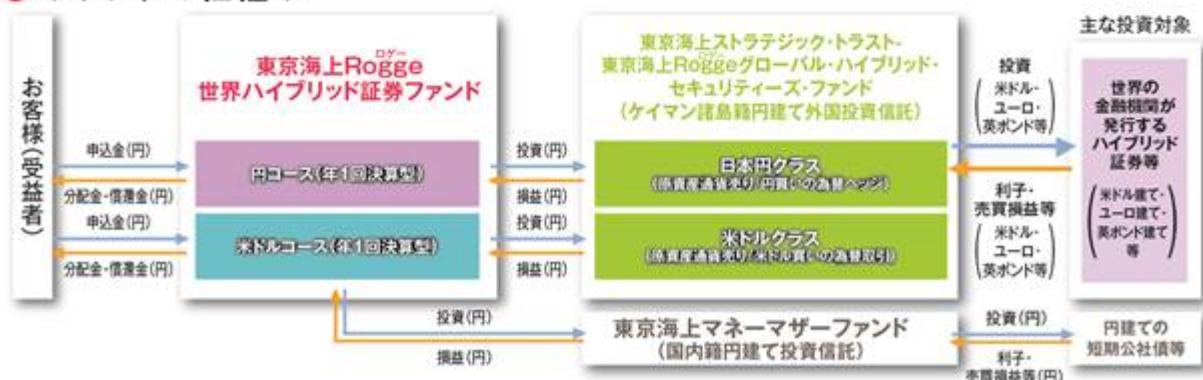
- 外国投資信託が投資対象とするハイブリッド証券等は、取得時において、ムーディーズ社、S&P社、フィッチ社(2018年3月末時点)のいずれかより投資適格相当以上の格付けを取得しているハイブリッド証券等に限ります。
※取得後に格付けが投資適格相当未満に下がった場合においても、個別銘柄分析等による投資判断に基づいて当該銘柄の保有を継続する場合があります。

**3**

**「東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド」は、
「円コース(年1回決算型)」と「米ドルコース(年1回決算型)」
から構成されます。**

- 「円コース(年1回決算型)」においては、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として対日本円での為替ヘッジを行います。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- 「米ドルコース(年1回決算型)」においては、投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として「原資産通貨売り／米ドル買い」の為替取引を行います。
- 「円コース(年1回決算型)」の対日本円での為替ヘッジおよび「米ドルコース(年1回決算型)」の米ドルでの為替取引は外国投資信託において行います。
- 「円コース(年1回決算型)」と「米ドルコース(年1回決算型)」間でのスイッチングは出来ません。

● ファンドの仕組み



※各コースは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

○外国投資信託において、米ドル建以外のハイブリッド証券等に関しては、原則として原資産通貨売り／米ドル買いの為替取引を行った上で、「日本円クラス」では米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行います。

4

ハイブリッド証券等の実質的な運用は「東京海上Rogge社」が行います。

- 外国投資信託におけるハイブリッド証券等の運用の指図(米ドル以外の通貨建資産の対米ドルでの為替取引を含みます)は「東京海上Rogge社」(英国ロンドン)が行います。
- 外国投資信託における日本円クラスの対日本円での為替ヘッジは、「東京海上アセットマネジメント」が行います。

外国投資信託の副投資顧問会社「東京海上Rogge社」について (2018年3月現在)

社名	東京海上Rogge社 (Tokio Marine Rogge Asset Management Limited)	
所在地	英国ロンドン	
設立	2003年9月	
設立母体(出資比率)	東京海上アセットマネジメント	50%
	アリアンツGI(Allianz Global Investors)	50%
受託残高 (2017年12月末時点)	投資一任契約受託残高 投資信託受託残高	4,560億円 748億円

東京海上Rogge社は、世界有数の資産運用会社アリアンツGIのグローバル債券運用チームのノウハウを活用し、運用を行います。

グローバル債券運用に特化する少数精鋭のプロフェッショナル集団。

● グローバル債券運用に特化

- ・運用チームは、1984年に国際債券市場の中心である英国ロンドンで設立されたRogge社の伝統を継承しグローバル債券運用に特化。
- ・2017年7月に世界有数の運用会社であるアリアンツGIとRogge社が経営統合。Rogge社独自の特徴ある運用プロセスにアリアンツGIが有する豊富な経営資源が融合。

● 経験豊富な運用チームが信頼感を醸成

- ・経験豊富なシニアファンドマネージャーを中心にチーム運用を行っています。

主な投資制限

株式 株式への直接投資は行いません。

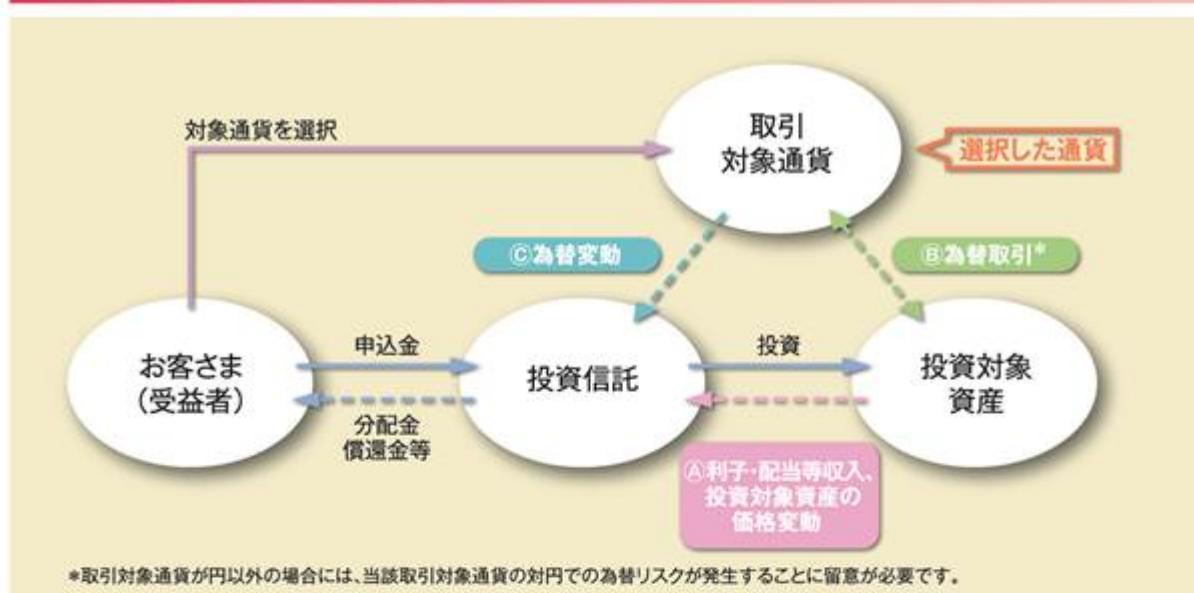
外貨建資産 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

通貨選択型の投資信託の収益のイメージ図



- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。当ファンドでは「米ドルコース(年1回決算型)」が該当します。
- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。
 - ①投資対象資産による収益(上図Ⓐ部分)
 - ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
 - ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。
 - ②為替取引によるプレミアム収益(金利差相当分の収益)(上図Ⓑ部分)
 - ・「選択した通貨」(コース)の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
 - ・逆に、「選択した通貨」(コース)の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
 - ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)は発生しません。
 - ※新興国通貨の場合等は、金利差がそのまま反映されない場合があります。
 - ③為替変動による収益(上図Ⓒ部分)
 - ・上図Ⓑ部分とは異なり、上図Ⓒ部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」(円を除く。以下同じ)の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
 - ・「選択した通貨」の対円レートが上昇(円安)した場合は、為替差益を得ることができます。
 - ・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生します。

- これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



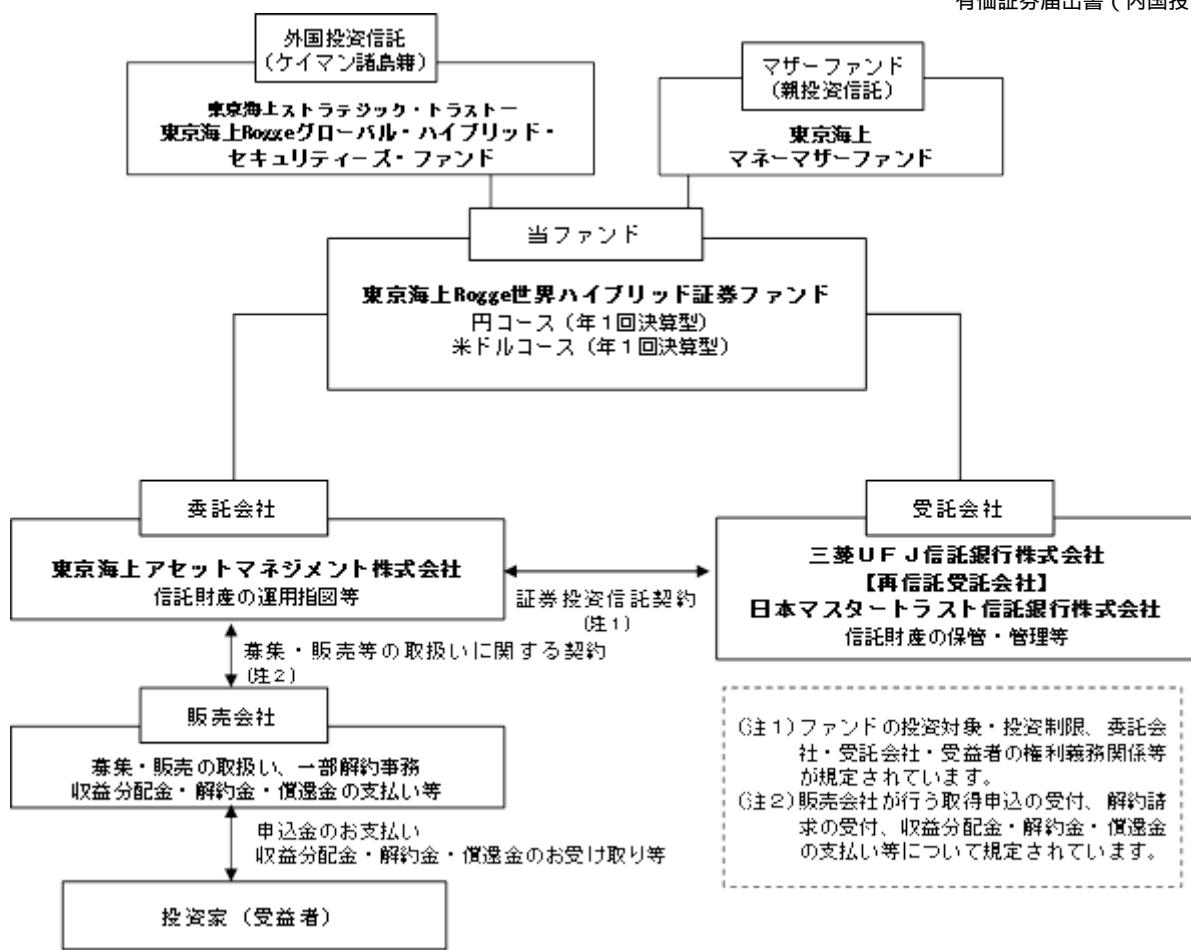
※為替市場における需給の影響等によっては、為替取引によるプレミアム/コストが金利差相当分とは異なる水準となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

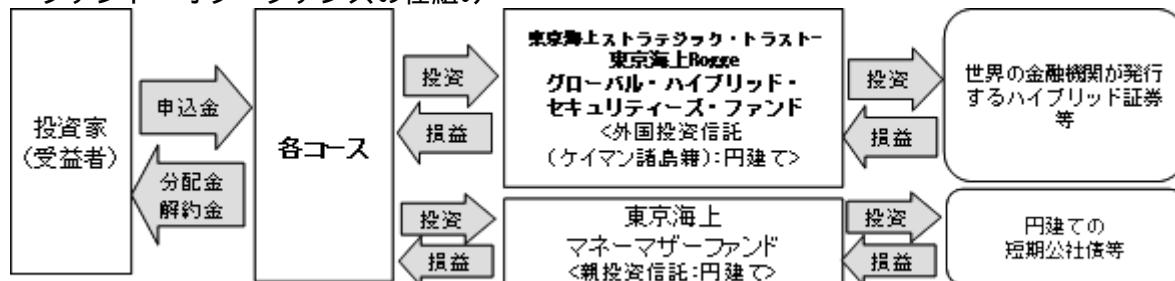
平成25年11月13日 ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円 (平成30年3月末日現在)
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成28年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況(平成30年3月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
-----	----	------	------

東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%
------------------	-------------------	---------	--------

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主に世界の金融機関が発行するハイブリッド証券（劣後債、優先出資証券など）等を投資対象とする外国投資信託「東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の受益証券と、主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパー等に投資する親投資信託「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

外国投資信託「東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の受益証券および親投資信託「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券への投資を通じて、世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等に実質的に投資します。

運用にあたっては、上記の投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。）のうち、「東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」の組入比率を高位に保つことを基本とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

金銭債権（に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)

コース名	投資対象（外国投資信託）
円コース (年1回決算型)	東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド - 日本円クラス
米ドルコース (年1回決算型)	東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド - 米ドルクラス

(2) 「東京海上マネーマザーファンド」の受益証券

(3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの

(5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記(5)の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 (3) コール・ローン
 (4) 手形割引市場において売買される手形
4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド (日本円クラス / 米ドルクラス) 正式名称 : Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund	
形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託 / 円建て
運用方針	世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目指します。また、為替取引を用いて、各クラスで定められた通貨（日本円クラス = 日本円、米ドルクラス = 米ドル）への投資効果を追求します。
主な投資制限	原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託期間	原則として2021年9月10日まで
決算日	原則として毎年2月末日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率0.667%を乗じて得た額が投資顧問会社、副投資顧問会社、管理会社、副管理会社、保管銀行ならびに事務代行会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。またファンドの純資産総額に対し年率0.01%（ただし、年額10,000米ドルを下回らないものとします。）を乗じて得た額が受託会社への報酬としてファンドから支払われます。この他、ファンドは、ファンドの設立に係る費用（ファンドの3会計期間にわたり償却）、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用等を負担します。
関係法人	受託会社 : CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited 管理会社、保管銀行、事務代行会社 : ルクセンブルク三菱UFJインベステーターサービス銀行S.A. 副管理会社 : MUFGLクスマネジメントカンパニーS.A. 投資顧問会社 : 東京海上アセットマネジメント株式会社 副投資顧問会社 : Tokio Marine Rogge Asset Management Ltd.

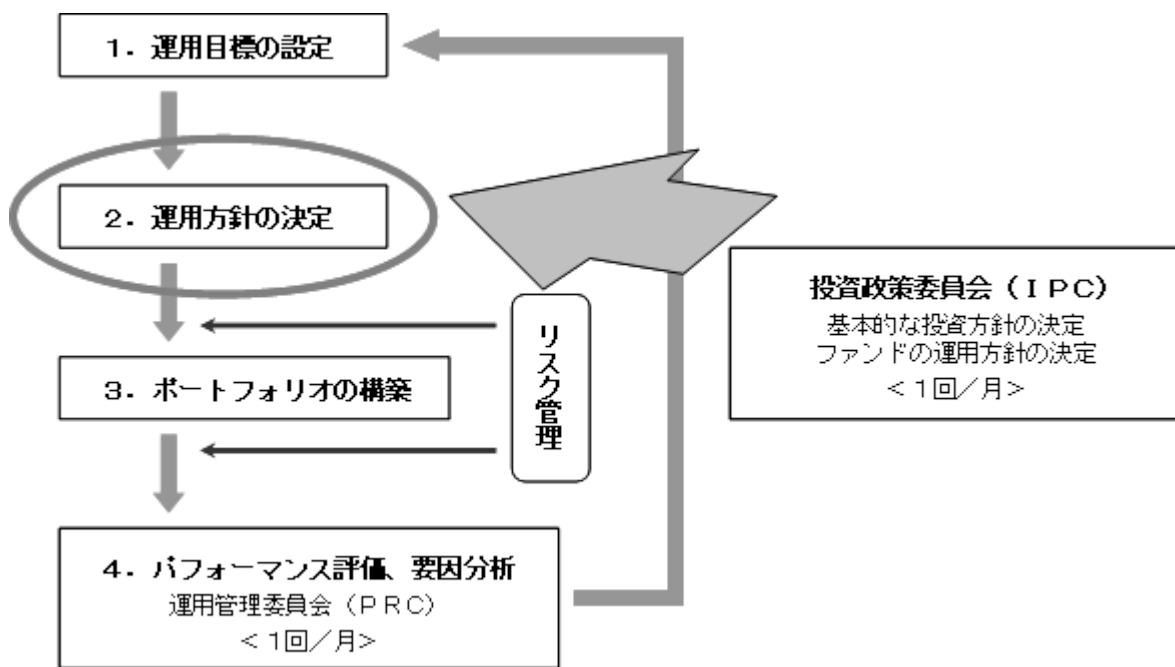
資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

東京海上マネーマザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
主な投資制限	・株式への投資は、行いません。 ・外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。
収益分配	無分配
信託設定日	2008年3月28日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年8月15日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき投資信託証券への投資を通じて実質的に世界の金融機関が発行するハイブリッド証券等に投資します。当ファンドおよびマザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは債券運用部グローバル債券運用グループ(15名)が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。また、「東京海上マネーマザーファンド」は、債券運用部日本債券運用グループ(13名)が、「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部(6名)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に關係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、平成30年4月1日現在)

(4) 【分配方針】

年1回(原則として9月17日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

()諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者

（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）
に、お支払いします。なお、分配金を再投資する場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への直接投資は行いません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- d. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第21条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第21条の2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券およびマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じてハイブリッド証券等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ハイブリッド証券への投資に伴うリスク

ハイブリッド証券への投資には次のような特有のリスクがあり、信用リスクや流動性リスクは普通社債への投資と比較して相対的に大きいものとなります。

- ・**弁済の劣後リスク**

一般的にハイブリッド証券の法的弁済順位は株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が経営破たん等に陥り、普通社債等が全額支払われない場合、ハイブリッド証券は元利金の支払いを受けられないことがあります。また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して低い格付が格付機関により付与されていますが、その格付がさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。

- ・**トリガーイベントに伴うリスク**

ハイブリッド証券には、金融監督当局が発行体を実質破たん状態にあると判断した場合等のトリガーイベントが発生した場合、当該証券の元本が削減されるリスク等があります。この場合、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

- ・**繰上償還延期リスク**

一般的にハイブリッド証券には、繰上償還（コール）条項が付与されており、この繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落することがあります。

- ・**利息・配当繰り延べリスク**

利息または配当の支払い繰り延べ条項を有するハイブリッド証券は、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。この場合、期待されるインカムゲインが得られないこととなり、ハイブリッド証券の価格が下落する可能性があります。

- ・**制度変更等に關わるリスク**

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスク

<円コース>

主要投資対象である外国投資信託は、原資産通貨売り／円買いの為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、追加設定・解約の影響等により、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、原資産通貨の金利が円金利より高い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

<米ドルコース>

主要投資対象である外国投資信託は、原資産通貨売り／米ドル買いの為替取引を行います。これにより、為替レートの変動の影響を受け、為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。当該為替取引は、追加設定・解約の影響等により、原資産通貨売りの額と米ドル買いの額を完全に一致させることができるものではありません。また、原資産通貨の金利が米ドルの金利より高い場合、これらの金利差相当分のコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のコストがかかる場合があります。

各コースの主要投資対象である外国投資信託の組入資産は、米ドルやユーロ等複数の通貨（原資産通貨）で構成されています。外国投資信託における米ドル建以外の組入資産に関しては、原則として原資産通貨売り／米ドル買いの為替取引を行った上で、「日本円クラス」では米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行います。その際、取引のタイミングや金額のずれが生じる場合があり、必ずしも完全な為替ヘッジの効果が得られない場合があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

特定の業種への集中投資リスク

投資対象とする投資信託証券を通じて、金融機関が発行するハイブリッド証券に集中的に投資するため、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる場合があります。

金利変動リスク

ハイブリッド証券や公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

一般に、ハイブリッド証券や公社債、短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

なお、各コースが実質的に投資対象とするハイブリッド証券は、比較的の流動性が低いため、より流動性の高い資産への投資を行うファンドと比べて、基準価額への影響度合いが大きくなる可能性があります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドの各コースは、主に投資信託証券への投資を通じてハイブリッド証券等を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れたハイブリッド証券等の値動きやそれらハイブリッド証券等の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

各コースが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

店頭デリバティブ取引等について、規制強化等が行われています。各コースが投資対象とする外国投資信託で行われる為替予約取引が規制強化により、取引の担保として現金等を差し入れることになった場合、現金等を資産の一部として保有することができます。その場合、各コースの実質的な主要投資対象資産の組入比率が低下し、高位に組入れた場合と比較して、期待される投資成果が得られない場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われるに、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決

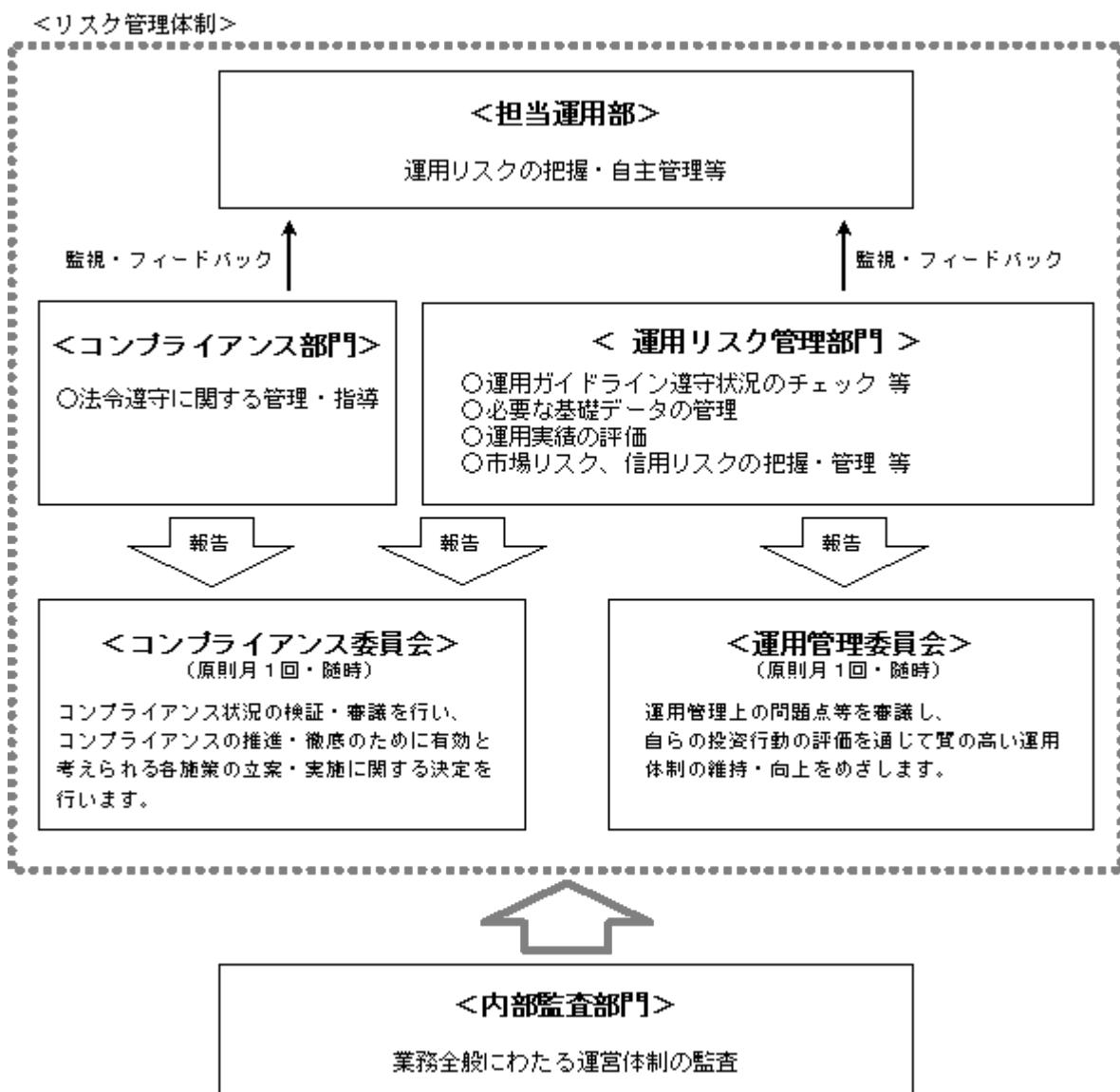
算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

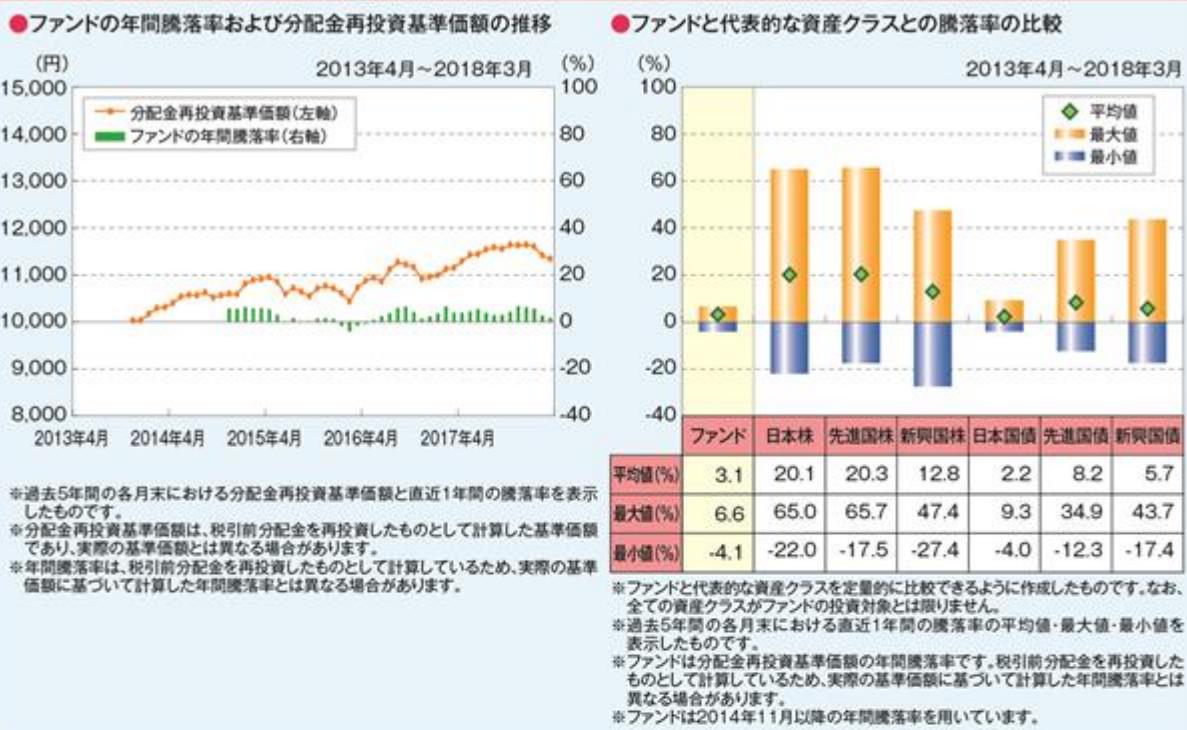
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。（なお、当ファンドは、比較的流動性の低い資産にも投資するため、流動性リスクにも配慮した管理を行っています。）

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に隨時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

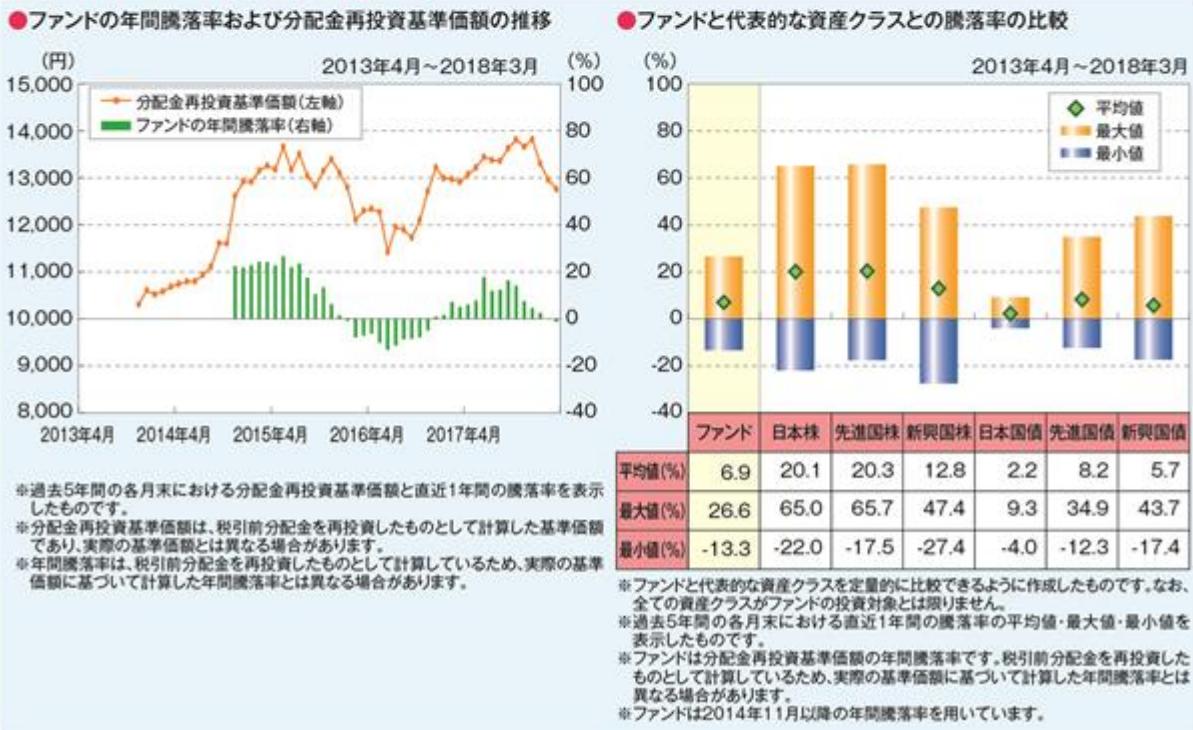


参考情報

円コース(年1回決算型)



米ドルコース(年1回決算型)



上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

日本株：TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指標値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株：MSCIコクサイ指數(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指數(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指數の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指數の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債：NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしの指標を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。

収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.99684%（税抜0.923%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社 ^{*1}	販売会社 ^{*2}	受託会社 ^{*3}
年率0.28%	年率0.62%	年率0.023%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は年率1.67384%程度（税込）となります。（本書作成日現在）

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
「東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド」	0.677%（ ）

親投資信託 「東京海上マネーマザーファンド」	信託報酬はありません
---------------------------	------------

- () 信託報酬等として受託会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、管理会社、保管銀行ならびに事務代行会社に対して支払われます。ただし、投資対象とする外国投資信託の信託報酬のうち受託会社に支払う報酬（年率0.01%）が10,000米ドルに満たない場合は10,000米ドルとなりますので、外国投資信託の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託の受益証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0108%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年64.8万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（ 1 ）は課税されません。

平成49年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15% × 2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行なうことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」
 （2）超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉
 徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配
 金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。
 なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (1) 「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- (2) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

* 上記は、平成30年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5 【運用状況】

以下は平成30年3月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	258,740,172	98.44
親投資信託受益証券	日本	10,010	0.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		4,071,511	1.54
合計（純資産総額）		262,821,693	100.00

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	16,757,143	98.53
親投資信託受益証券	日本	10,010	0.05
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		238,781	1.40
合計（純資産総額）		17,005,934	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）が主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上マネーマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	日本	8,004,870	74.17
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		2,786,653	25.82
合計（純資産総額）		10,791,523	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund JPY Class Units	ケイマン	投資信託受益証券	27,842.4806	9,795.7000	272,736,709	9,293	258,740,172	98.44
2	東京海上マネーマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,896	1.0110	10,004	1.0116	10,010	0.00

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

順位	銘柄名	地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund USD Class Units	ケイマン	投資信託受益証券	1,167.6638	15,477.4100	18,072,422	14,351	16,757,143	98.53
2	東京海上マネーマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	9,896	1.0110	10,004	1.0116	10,010	0.05

b. 投資有価証券の種類

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.44
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.45

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.53
親投資信託受益証券	0.05
合 計	98.59

【投資不動産物件】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

該当事項はありません。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上マネーマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第94回大阪府公募公債(5年)	日本	地方債証券	0.497	2018/05/30	7,000,000	100.12	7,008,780	100.07	7,005,320	64.91
2	平成27年度第3回北海道公募公債(3年)	日本	地方債証券	0.120	2018/06/26	1,000,000	100.02	1,000,270	99.95	999,550	9.26

b. 投資有価証券の種類

東京海上マネーマザーファンド

種類	投資比率(%)
地方債証券	74.17
合計	74.17

投資不動産物件

東京海上マネーマザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

東京海上マネーマザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース(年1回決算型)

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(平成26年 9月17日)	674	674	1.0556	1.0556
第2計算期間末	(平成27年 9月17日)	453	453	1.0627	1.0627
第3計算期間末	(平成28年 9月20日)	533	533	1.1175	1.1175
第4計算期間末	(平成29年 9月19日)	307	307	1.1561	1.1561
平成29年 3月末日		401	-	1.1149	-
4月末日		366	-	1.1287	-
5月末日		261	-	1.1424	-
6月末日		256	-	1.1437	-
7月末日		258	-	1.1535	-
8月末日		308	-	1.1582	-
9月末日		307	-	1.1545	-
10月末日		317	-	1.1633	-
11月末日		376	-	1.1625	-
12月末日		380	-	1.1638	-
平成30年 1月末日		378	-	1.1598	-
2月末日		264	-	1.1411	-
3月末日		262	-	1.1333	-

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース(年1回決算型)

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(平成26年 9月17日)	27	27	1.1409	1.1409
第2計算期間末	(平成27年 9月17日)	33	33	1.2972	1.2972
第3計算期間末	(平成28年 9月20日)	22	22	1.1739	1.1739
第4計算期間末	(平成29年 9月19日)	49	49	1.3436	1.3436
	平成29年 3月末日	47	-	1.2908	-
	4月末日	48	-	1.3068	-
	5月末日	48	-	1.3213	-
	6月末日	49	-	1.3441	-
	7月末日	49	-	1.3373	-
	8月末日	49	-	1.3352	-
	9月末日	50	-	1.3625	-
	10月末日	50	-	1.3808	-
	11月末日	35	-	1.3653	-
	12月末日	35	-	1.3813	-
	平成30年 1月末日	33	-	1.3302	-
	2月末日	33	-	1.2953	-
	3月末日	17	-	1.2755	-

【分配の推移】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）
該当事項はありません。

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）
該当事項はありません。

【収益率の推移】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	平成25年11月13日～平成26年 9月17日	5.6
第2計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 9月17日	0.7
第3計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 9月20日	5.2
第4計算期間	平成28年 9月21日～平成29年 9月19日	3.5
第5中間計算期間	平成29年 9月20日～平成30年 3月19日	1.6

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	平成25年11月13日～平成26年 9月17日	14.1
第2計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 9月17日	13.7
第3計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 9月20日	9.5
第4計算期間	平成28年 9月21日～平成29年 9月19日	14.5
第5中間計算期間	平成29年 9月20日～平成30年 3月19日	5.1

(4) 【設定及び解約の実績】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間	平成25年11月13日～平成26年 9月17日	641,654,574	2,934,669	638,719,905
第2計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 9月17日	237,316,716	448,848,050	427,188,571
第3計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 9月20日	52,265,567	1,879,277	477,574,861
第4計算期間	平成28年 9月21日～平成29年 9月19日	85,804,018	297,027,374	266,351,505
第5中間計算期間	平成29年 9月20日～平成30年 3月19日	69,237,362	103,708,833	231,880,034

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間	平成25年11月13日～平成26年 9月17日	24,119,485		24,119,485
第2計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 9月17日	26,191,212	24,149,274	26,161,423
第3計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 9月20日	883,808	7,728,124	19,317,107
第4計算期間	平成28年 9月21日～平成29年 9月19日	25,806,528	8,075,405	37,048,230
第5中間計算期間	平成29年 9月20日～平成30年 3月19日	2,909,373	26,624,971	13,332,632

<参考情報>

(平成30年3月30日現在)

円コース(年1回決算型)

●基準価額・純資産総額の推移



*基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

*基準価額は1万口当たりで表示しています。

*上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

*設定日は2013年11月13日です。

●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	-0.68	-2.62	-1.84	+1.65	+3.89	+13.33

*ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

●基準価額・純資産総額

基 準 価 額	11,333円
純 資 産 総 額	263百万円

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

第1期	2014年9月17日	0円
第2期	2015年9月17日	0円
第3期	2016年9月20日	0円
第4期	2017年9月19日	0円
第5期	2018年9月18日	分配実績なし

*分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。

*分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

●主要な資産の状況

資産名	比率(%)
東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Rogge グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド (日本円クラス)	98.4
東京海上マネーマザーファンド	0.0
短期金融資産等	1.5
合計	100.0

*比率は純資産総額に占める割合です。

*短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。追加設定の影響等により、マイナスになる場合があります。

米ドルコース(年1回決算型)

●基準価額・純資産総額の推移



*基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。

*基準価額は1万口当たりで表示しています。

*上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

*設定日は2013年11月13日です。

●騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	-1.53	-7.66	-6.39	-1.19	-3.76	+27.55

*ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りとは異なります。

●基準価額・純資産総額

基 準 価 額	12,755円
純 資 産 総 額	17百万円

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

第1期	2014年9月17日	0円
第2期	2015年9月17日	0円
第3期	2016年9月20日	0円
第4期	2017年9月19日	0円
第5期	2018年9月18日	分配実績なし

*分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。

*分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

●主要な資産の状況

資産名	比率(%)
東京海上ストラテジック・トラストー東京海上Rogge グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド (米ドルクラス)	98.5
東京海上マネーマザーファンド	0.1
短期金融資産等	1.4
合計	100.0

*比率は純資産総額に占める割合です。

*短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。追加設定の影響等により、マイナスになる場合があります。

ロゲー東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの資産状況

*基準価額算定の基準で記載しています。

●証券種別構成比率

資産	比率(%)
期限付劣後債	70.2
永久劣後債	21.5
優先出資証券	4.1
その他	4.1

●ハイブリッド証券等の属性情報

平均残存期間(年)	7.78
平均修正デュレーション	6.22
平均クーポン(%)	4.61
平均最終利回り(複利、%)	3.85
平均格付	BBB+

●格付別構成比率

格付	比率(%)
AAA格	-
AA格	-
A格	53.9
BBB格	45.7
BB格以下	0.4
無格付	-

*+等の符号は省略して表示しています。

●通貨別構成比率

通貨名	比率(%)
USD	64.8
EUR	23.5
GBP	11.7

●組入上位10カ国

	国名	比率(%)
1	アメリカ	27.0
2	イギリス	19.3
3	フランス	14.0
4	カナダ	6.4
5	スイス	6.0
6	オランダ	5.1
7	スペイン	4.2
8	日本	4.0
9	スウェーデン	3.7
10	イタリア	3.1

●組入上位10銘柄

	銘柄名	証券種類	クーポン(%)	償還日	国	格付	比率(%)
1	BNP PARIBAS	期限付劣後債	4.375	2025/9/28	フランス	A	3.6
2	MORGAN STANLEY	期限付劣後債	3.950	2027/4/23	アメリカ	A-	3.6
3	CITIGROUP INC	期限付劣後債	4.600	2026/3/9	アメリカ	A-	3.5
4	BPCE SA	期限付劣後債	4.500	2025/3/15	フランス	A-	3.4
5	CREDIT AGRICOLE SA	期限付劣後債	4.375	2025/3/17	フランス	A	3.4
6	ZURICH FINANCE (UK) PLC	永久劣後債	6.625	2022/10/2	スイス	A	3.2
7	SANTANDER UK PLC	期限付劣後債	5.000	2023/11/7	イギリス	A-	3.0
8	AXA SA	永久劣後債	5.453	2026/3/4	フランス	BBB+	2.9
9	BANK OF AMERICA CORP	期限付劣後債	3.950	2025/4/21	アメリカ	A-	2.6
10	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	期限付劣後債	5.625	2023/6/15	アメリカ	BBB+	2.6

組入銘柄数 70

*各比率は保有するハイブリッド証券等の時価総額に占める割合です。

*「組入上位10銘柄」の償還日は線上償還条項が付与されている銘柄は基準日以降最初の線上償還予定日を表示しています(一部銘柄を除く)。

*「ハイブリッド証券等の属性情報」は、保有するハイブリッド証券等の時価評価額を基に計算しています。平均残存期間、平均修正デュレーション、平均最終利回りは、

線上償還条項が付与されている銘柄は基準日以降最初の線上償還予定日を使用して計算しています(一部銘柄を除く)。平均格付は、格付毎に点数化(例えばAAAは26、AA+は25等)し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、当ファンドの格付ではありません。また、保有するハイブリッド証券等のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

(注)格付はMoody's社、S&P社、Fitch社のうち、原則として上位の格付を集計、記載しています。

年間収益率の推移

●円コース(年1回決算型)



*当ファンドにはベンチマークがありません。

●米ドルコース(年1回決算型)



* ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。

* 設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

* 上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 每営業日にお申込みを受け付けます。ただし、各コースのお申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日

- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。

- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。

- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

- f. 申込手数料は、発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行ないます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行なうことができます。ただし、各コースの解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託財産留保額はありません。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行なうものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円

換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外國為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日における当該投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、平成25年11月13日から平成36年9月17日までとします。

ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることができます。

各コースが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、信託を終了させます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年9月18日から翌年9月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各コースの受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、各コースが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記b.の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

h. 上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。

i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益

者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

- a. 每決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<http://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。
- c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tokiomarineam.co.jp/>）に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

a. 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始

日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のために販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

d. 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第4期計算期間（平成28年9月21日から平成29年9月19日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 [平成28年 9月20日現在]	第4期 [平成29年 9月19日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,916,877	6,799,362
投資信託受益証券	528,458,826	304,658,141
親投資信託受益証券	10,007	10,004
流動資産合計	<u>536,385,710</u>	<u>311,467,507</u>
資産合計	<u>536,385,710</u>	<u>311,467,507</u>
負債の部		
流動負債		
未払金	-	2,000,000
未払受託者報酬	66,037	37,974
未払委託者報酬	2,583,954	1,485,925
未払利息	20	16
その他未払費用	28,613	16,413
流動負債合計	<u>2,678,624</u>	<u>3,540,328</u>
負債合計	<u>2,678,624</u>	<u>3,540,328</u>
純資産の部		
元本等		
元本	1 477,574,861	1 266,351,505
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	56,132,225	41,575,674
(分配準備積立金)	59,258,071	38,715,286
元本等合計	<u>533,707,086</u>	<u>307,927,179</u>
純資産合計	<u>533,707,086</u>	<u>307,927,179</u>
負債純資産合計	<u>536,385,710</u>	<u>311,467,507</u>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 平成27年 9月18日 至 平成28年 9月20日	第4期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
営業収益		
受取配当金	36,229,684	25,562,522
受取利息	1,460	296
有価証券売買等損益	5,283,791	15,400,688
営業収益合計	30,947,353	10,162,130
営業費用		
支払利息	1,969	5,291
受託者報酬	126,818	95,004
委託者報酬	4,962,405	3,717,481
その他費用	55,077	41,111
営業費用合計	5,146,269	3,858,887
営業利益又は営業損失（）	25,801,084	6,303,243
経常利益又は経常損失（）	25,801,084	6,303,243
当期純利益又は当期純損失（）	25,801,084	6,303,243
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（）	47,830	2,157,329
期首剰余金又は期首次損金（）	26,787,079	56,132,225
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,710,822	11,886,845
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,710,822	11,886,845
剰余金減少額又は欠損金増加額	118,930	34,903,968
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	118,930	34,903,968
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（）	56,132,225	41,575,674

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成28年9月17日とその翌日とその翌々日及び平成29年9月17日とその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成28年9月20日とし、当計算期間末日を平成29年9月19日としております。このため当計算期間は、364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第3期 [平成28年 9月20日現在]	第4期 [平成29年 9月19日現在]
1. 1 期首元本額	427,188,571円	477,574,861円
期中追加設定元本額	52,265,567円	85,804,018円
期中一部解約元本額	1,879,277円	297,027,374円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	477,574,861口	266,351,505口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成27年 9月18日 至 平成28年 9月20日	第4期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(31,006,644円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(25,446,677円)及び分配準備積立金(28,251,427円)より、分配対象額は84,704,748円(1万口当たり1,773.64円)であります、分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,579,492円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,837,687円)及び分配準備積立金(25,135,794円)より、分配対象額は63,552,973円(1万口当たり2,386.04円)であります、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自 平成27年 9月18日 至 平成28年 9月20日	第4期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
----	---------------------------------------	---------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [平成28年 9月20日現在]	第4期 [平成29年 9月19日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としてあります。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第3期（自 平成27年9月18日 至 平成28年9月20日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,218,964
親投資信託受益証券	1
合計	5,218,963

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第4期（自 平成28年9月21日 至 平成29年9月19日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,015,154
親投資信託受益証券	3
合計	5,015,157

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第3期 [平成28年 9月20日現在]	第4期 [平成29年 9月19日現在]
1口当たり純資産額 1.1175円	1口当たり純資産額 1.1561円
(1万口当たり純資産額 11,175円)	(1万口当たり純資産額 11,561円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund JPY Class Units	31,052.7104	304,658,141	
投資信託受益証券 合計		31,052.7104	304,658,141	
親投資信託 受益証券	東京海上マネーマザーファンド	9,896.0000	10,004	
親投資信託受益証券 合計		9,896.0000	10,004	
	合計	40,948.7104	304,668,145	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 [平成28年 9月20日現在]	第4期 [平成29年 9月19日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	265,080	1,061,941
投資信託受益証券	22,519,510	48,952,745
親投資信託受益証券	10,007	10,004
流動資産合計	<u>22,794,597</u>	<u>50,024,690</u>
資産合計	22,794,597	50,024,690
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,915	6,088
未払委託者報酬	114,023	238,165
未払利息	-	2
その他未払費用	1,132	2,549
流動負債合計	<u>118,070</u>	<u>246,804</u>
負債合計	118,070	246,804
純資産の部		
元本等		
元本	1 19,317,107	1 37,048,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	3,359,420	12,729,656
（分配準備積立金）	<u>3,437,663</u>	<u>5,024,646</u>
元本等合計	<u>22,676,527</u>	<u>49,777,886</u>
純資産合計	22,676,527	49,777,886
負債純資産合計	22,794,597	50,024,690

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 平成27年 9月18日 至 平成28年 9月20日	第4期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
営業収益		
受取配当金	1,596,062	2,690,324
受取利息	33	12
有価証券売買等損益	4,375,760	3,263,232
営業収益合計	2,779,665	5,953,568
営業費用		
支払利息	44	539
受託者報酬	6,968	11,616
委託者報酬	272,563	454,267
その他費用	2,816	4,868
営業費用合計	282,391	471,290
営業利益又は営業損失（）	3,062,056	5,482,278
経常利益又は経常損失（）	3,062,056	5,482,278
当期純利益又は当期純損失（）	3,062,056	5,482,278
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（）	676,784	702,125
期首剰余金又は期首次損金（）	7,776,209	3,359,420
剰余金増加額又は欠損金減少額	269,238	6,273,362
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	269,238	6,273,362
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,300,755	1,683,279
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,300,755	1,683,279
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（）	3,359,420	12,729,656

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成28年9月17日とその翌日とその翌々日及び平成29年9月17日とその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成28年9月20日とし、当計算期間末日を平成29年9月19日としております。このため当計算期間は、364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第3期 [平成28年 9月20日現在]	第4期 [平成29年 9月19日現在]
1. 1 期首元本額	26,161,423円	19,317,107円
期中追加設定元本額	883,808円	25,806,528円
期中一部解約元本額	7,728,124円	8,075,405円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	19,317,107口	37,048,230口

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成27年 9月18日 至 平成28年 9月20日	第4期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,132,365円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,386,996円)及び分配準備積立金(2,305,298円)より、分配対象額は4,824,659円(1万口当たり2,497.58円)であります、分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,300,658円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,705,010円)及び分配準備積立金(2,723,988円)より、分配対象額は12,729,656円(1万口当たり3,435.94円)であります、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自 平成27年 9月18日 至 平成28年 9月20日	第4期 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
----	---------------------------------------	---------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [平成28年 9月20日現在]	第4期 [平成29年 9月19日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としてあります。	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第3期（自 平成27年9月18日 至 平成28年9月20日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,451,067
親投資信託受益証券	1
合計	3,451,066

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第4期（自 平成28年9月21日 至 平成29年9月19日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,765,563
親投資信託受益証券	3
合計	2,765,560

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第3期 [平成28年 9月20日現在]	第4期 [平成29年 9月19日現在]
1口当たり純資産額 1.1739円	1口当たり純資産額 1.3436円
(1万口当たり純資産額 11,739円)	(1万口当たり純資産額 13,436円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund USD Class Units	3,159.6686	48,952,745	
投資信託受益証券 合計		3,159.6686	48,952,745	
親投資信託 受益証券	東京海上マネーマザーファンド	9,896.0000	10,004	
親投資信託受益証券 合計		9,896.0000	10,004	
合計		13,055.6686	48,962,749	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）は「Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund JPY Class Units」を、米ドルコース（年1回決算型）は「USD Class Units」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらファンドの受益証券です。

また、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）、米ドルコース（年1回決算型）は、「東京海上マネーマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、これら投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund」の状況

当投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された複数の通貨クラスを持つ円建て外国投資信託です。同ファンドの財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、独立監査人の監査を受けております。以下に記載した情報は、委託会社が同投資信託の管理会社である Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. から入手した平成29年2月28日現在の財務書類の一部を抜粋・翻訳したものです。

なお、開示情報につきましては、各通貨クラスを合算した単位（Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund）の純資産計算書、重要な会計方針に関する注記、及び投資有価証券明細表を掲載しております。

(1)純資産計算書

平成29年2月28日現在

金額（円）

資産：

投資有価証券（取得原価）	56,745,191,349
未実現利益	1,342,474,366
債券（時価）	58,087,665,715
現預金	1,625,064,720
未収利息	1,065,072,065
追加設定に係る未収入金	120,200,000
為替予約取引に係る未実現利益	3,508,235,349
資産合計	64,406,237,849

負債：

未払費用	99,506,938
未払金	462,929,873
未払解約金	288,204,274
為替予約取引に係る未実現損失	<hr/> 1,672,070,813
負債合計	<hr/> 2,522,711,898

純資産総額

純資産総額	<hr/> 61,883,525,951
--------------	----------------------

各通貨クラスの基準価額

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

AUD Class Units	9,898
Resources Currency Basket Class Units	8,256
BRL Class Units	6,035
EUR Class Units	11,323
JPY Class Units	9,724
MXN Class Units	6,703
RUB Class Units	6,031
TRY Class Units	5,525
USD Class Units	15,348

(2)重要な会計方針に関する注記

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成しております。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は当座預金の現金から成っております。

有価証券の評価

株式市場に上場又は組織的市場で取引されている有価証券については、当該株式市場又は組織的市場における入手可能な最終相場にて評価しています。ただし、関連する株式市場以外又は店頭市場においてプレミアム価格やディスカウント価格により取得又は取引された銘柄については、評価日におけるプレミアムやディスカウントの水準を考慮して評価します。

非上場有価証券については、ファンドマネジャーが適切だと判断する、直近に行われた同銘柄又は類似した銘柄の取引や、ブローカーや評価機関から入手した評価情報を考慮に入れ、ファンドマネジャーが誠実に判断した公正な市場価格にて評価しています。

有価証券取引

有価証券取引は約定日に計上しています。オプション、先物及び債券の実現損益は、平均原価法を用いて算出しています。

外貨取引

当ファンドの基準通貨は日本円です。

外貨建資産及び負債は期末日現在に適用される為替レートで日本円に換算しています。外貨取引については、約定日に適用される為替レートで日本円に換算しています。

平成29年2月28日現在の為替レートは下記のとおりです。

1 USD = 1.300644 AUD	1 USD = 111.885000 JPY
1 USD = 3.111000 BRL	1 USD = 19.992750 MXN
1 USD = 6.868800 CNY	1 USD = 58.43511 RUB
1 USD = 0.941088 EUR	1 USD = 3.627600 TRY
1 USD = 0.803600 GBP	1 USD = 13.080000 ZAR
1 USD = 13,336.000000 IDR	

利息配当の認識

受取利息については発生主義に基づき計上しています。

(3)投資有価証券明細表

平成29年2月28日現在
(単位：円)

種類	発行国・銘柄名	通貨	額面金額	簿価金額	評価金額	投資比率(%)
----	---------	----	------	------	------	---------

債券	オーストリア					
	ERSTE GROUP FRN 05/26/2025	USD	12,800,000	1,336,944,885	1,479,216,328	2.39
	オーストリア 集計			1,336,944,885	1,479,216,328	2.39
	バミューダ					
	HISCOX LTD FRN 11/24/2045	GBP	6,100,000	1,061,449,735	920,013,915	1.49
	バミューダ 集計			1,061,449,735	920,013,915	1.49
	カナダ					
	MANULIFE FIN COR FRN 02/24/2032	USD	11,000,000	1,250,150,018	1,235,940,908	2.00
	TORONTO DOM BANK FRN 09/15/2031	USD	16,000,000	1,640,624,912	1,764,077,273	2.85
	カナダ 集計			2,890,774,930	3,000,018,181	4.85
	ケイマン					
	MIZUHO FIN GROUP 4.6% 03/27/2024	USD	1,800,000	183,857,592	212,374,956	0.34
	ケイマン 集計			183,857,592	212,374,956	0.34
	フランス					
	AXA SA FRN PERPETUAL	GBP	7,000,000	1,273,355,865	1,014,293,876	1.64
	BNP PARIBAS 4.375% 09/28/2025	USD	15,430,000	1,765,612,889	1,714,214,420	2.77
	BPCE FRN PERPETUAL	USD	4,200,000	352,763,658	574,327,840	0.93
	BPCE 4.5% 03/15/2025	USD	18,150,000	2,012,951,380	1,993,449,096	3.22
	CRED AGRICOLE SA 4.375% 03/17/2025	USD	14,750,000	1,790,917,068	1,638,404,972	2.65
	CREDIT AGRICOLE FRN PERPETUAL	USD	4,100,000	415,223,661	441,379,378	0.71
	SOCIETE GENERALE FRN PERPETUAL	EUR	9,700,000	1,373,574,896	1,371,263,214	2.22
	フランス 集計			8,984,399,417	8,747,332,796	14.14
	ドイツ					
	LB BADEN-WUERTT 3.625% 06/16/2025	EUR	12,900,000	1,797,416,727	1,641,822,418	2.65
	ドイツ 集計			1,797,416,727	1,641,822,418	2.65
	アイルランド					
	BEAZLEY RE LTD 5.875% 11/04/2026	USD	9,200,000	969,771,996	1,056,825,363	1.71
	PGH CAPITAL PLC 4.125% 07/20/2022	GBP	3,000,000	413,621,563	426,163,991	0.69
	アイルランド 集計			1,383,393,559	1,482,989,354	2.40
	日本					
	DAI-ICHI MUTUAL FRN PERPETUAL	USD	6,910,000	796,992,374	814,131,887	1.32
	FUKOKU MUTUAL FRN PERPETUAL	USD	9,400,000	1,166,022,935	1,078,422,110	1.74
	MITSUI SUMITOMO FRN 03/15/2072	USD	10,600,000	983,875,126	1,364,162,746	2.20
	SOMPO JAPAN INS FRN 03/28/2073	USD	10,540,000	1,027,286,963	1,260,979,324	2.04

日本 集計			3,974,177,398	4,517,696,067	7.30
ジャージー					
HSBC BANK FUND FRN PERPETUAL	GBP	6,150,000	958,888,054	921,133,074	1.49
UBS GROUP FUNDIN 4.125% 09/24/2025	USD	12,900,000	1,369,579,481	1,467,722,941	2.37
ジャージー 集計			2,328,467,535	2,388,856,015	3.86
オランダ					
ABN AMRO BANK NV 7.125% 07/06/2022	EUR	2,490,000	293,030,303	379,876,271	0.61
ABN AMRO BANK NV FRN 06/30/2025	EUR	16,100,000	2,245,873,831	2,016,479,667	3.26
ASR NEDERLAND NV FRN 09/29/2045	EUR	5,900,000	777,249,320	780,147,255	1.26
GENERALI FINANCE FRN PERPETUAL	EUR	7,150,000	1,014,869,196	836,310,973	1.35
ING BANK NV 5.8% 09/25/2023	USD	19,000,000	2,122,593,322	2,361,440,216	3.82
NN GROUP NV FRN PERPETUAL	EUR	6,000,000	860,677,893	715,630,931	1.16
RABOBANK FRN PERPETUAL	EUR	9,100,000	1,247,706,355	1,112,745,381	1.80
SNS BANK FRN 11/05/2025	EUR	7,150,000	897,477,872	893,944,784	1.44
VONOVIA BV FRN PERPETUAL	EUR	3,000,000	342,824,315	377,125,422	0.61
オランダ 集計			9,802,302,407	9,473,700,900	15.31
ノルウェー					
DNB BANK ASA FRN 03/01/2027	EUR	3,900,000	467,819,516	465,799,968	0.75
ノルウェー 集計			467,819,516	465,799,968	0.75
スペイン					
BBVA SUB CAP UNI FRN 04/11/2024	EUR	5,800,000	823,557,868	722,785,921	1.17
SANTANDER ISSUAN 3.125% 01/19/2027	EUR	6,500,000	789,989,958	778,589,792	1.26
スペイン 集計			1,613,547,826	1,501,375,713	2.43
スウェーデン					
NORDEA BANK AB FRN PERPETUAL	USD	10,200,000	1,224,900,418	1,138,168,484	1.83
SKANDINAV ENSKIL FRN 10/31/2028	EUR	5,800,000	654,892,860	683,832,877	1.11
SWEDBANK AB FRN PERPETUAL	USD	4,400,000	528,508,290	503,498,593	0.81
SWEDBANK AB FRN PERPETUAL	USD	1,800,000	207,333,000	208,210,148	0.34
スウェーデン 集計			2,615,634,568	2,533,710,102	4.09
英國					
AVIVA PLC FRN 07/05/2043	EUR	3,000,000	417,938,836	419,693,621	0.67
BARCLAYS PLC FRN 11/11/2025	EUR	2,300,000	302,209,165	277,136,202	0.45
HSBC HOLDINGS FRN PERPETUAL	EUR	5,950,000	805,448,653	723,242,137	1.17
LLOYDS TSB BANK 7.625% 04/22/2025	GBP	7,050,000	1,225,382,729	1,309,619,684	2.12
SANTANDER UK PLC 5 %					

11/07/2023	USD	10,700,000	1,072,321,384	1,250,287,810	2.02
SOCIETY LLOYD'S FRN 02/07/2047	GBP	3,100,000	441,946,272	454,487,503	0.73
STANDARD CHART 4.3% 02/19/2027	USD	5,950,000	594,216,645	655,863,104	1.06
TSB BANKING FRN 05/06/2026	GBP	2,550,000	349,880,616	378,091,751	0.61
ZURICH FINANCE FRN PERPETUAL	GBP	7,340,000	1,241,250,971	1,180,347,577	1.91
英國 集計			6,450,595,271	6,648,769,389	10.74
米国					
BANK OF AMER CRP 3.95% 04/21/2025	USD	14,300,000	1,653,496,060	1,603,139,296	2.59
BANK OF NY MELLO 3% 10/30/2028	USD	4,350,000	453,184,215	467,103,736	0.75
CITIGROUP INC 8.125% 07/15/2039	USD	1,030,000	169,137,062	172,440,536	0.28
CITIGROUP INC 4.6% 03/09/2026	USD	12,600,000	1,428,400,135	1,460,530,126	2.36
DISCOVER BANK 4.25% 03/13/2026	USD	12,250,000	1,334,720,444	1,414,450,062	2.29
GOLDMAN SACHS GP 5.5% 10/12/2021	GBP	4,820,000	679,412,153	779,809,926	1.26
GOLDMAN SACHS GP 6.875% 01/18/2038	GBP	1,000,000	188,531,777	197,242,541	0.32
JPMORGAN CHASE 3.625% 12/01/2027	USD	3,000,000	318,842,453	327,223,328	0.53
MORGAN STANLEY 3.95% 04/23/2027	USD	17,000,000	1,877,815,006	1,889,434,315	3.05
NATIONAL CAP TST FRN PERPETUAL	GBP	7,376,000	890,898,589	1,080,031,416	1.75
PRUDENTIAL FIN FRN 06/15/2043	USD	9,000,000	845,881,683	1,083,987,723	1.75
SYNCHRONY FINANC 3.7% 08/04/2026	USD	9,900,000	1,009,601,692	1,085,452,866	1.75
WELLS FARGO CAP 5.95% 12/15/2036	USD	12,610,000	1,004,488,714	1,513,143,742	2.45
米国 集計			11,854,409,983	13,073,989,613	21.13
債券合計			56,745,191,349	58,087,665,715	93.87

「東京海上マネーマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成28年 9月20日現在]	[平成29年 9月19日現在]
区分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		9,379,645	1,782,250

地方債証券		40,078,800	16,997,000
未収利息		47,886	10,224
前払費用		249,862	
流動資産合計		49,756,193	18,789,474
資産合計		49,756,193	18,789,474
負債の部			
流動負債			
未払金			8,003,760
未払利息		24	4
流動負債合計		24	8,003,764
負債合計		24	8,003,764
純資産の部			
元本等			
元本	1	49,201,281	10,668,207
剰余金			
剰余金又は欠損金()		554,888	117,503
元本等合計		49,756,169	10,785,710
純資産合計		49,756,169	10,785,710
負債純資産合計		49,756,193	18,789,474

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	[平成28年 9月20日現在]	[平成29年 9月19日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	97,013,657円	49,201,281円
同期中における追加設定元本額	5,195,499円	67,131,639円
同期中における一部解約元本額	53,007,875円	105,664,713円
同期末における元本額	49,201,281円	10,668,207円
元本の内訳*		
東京海上・東南アジア株式ファンド	1,100,000円	1,100,000円
東京海上・アジア中小型成長株ファンド	1,100,000円	1,100,000円
大和マイクロファイナンス・ファンド	992,261円	992,261円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース（毎月分配型）	991,474円	991,474円

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月分配型）	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネーパーラ・ファンド	1,464,320円	1,454,933円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）	9,896円	9,896円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）	9,896円	9,896円
東京海上・米国優先リートファンド（為替プレミアム）	989,316円	989,316円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジなし）（毎月決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジなし）（年2回決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）	494,511円	494,511円
TMAマネーファンド（適格機関投資家限定）	38,523,687円	円
計	49,201,281円	10,668,207円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	49,201,281口	10,668,207口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年 9月18日 至 平成28年 9月20日	自 平成28年 9月21日 至 平成29年 9月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うとともに、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成28年 9月20日現在]	[平成29年 9月19日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左

	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としてあります。	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 平成27年9月18日 至 平成28年9月20日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	47,000
合計	47,000

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成28年8月16日から平成28年9月20日まで)を指しております。

(自 平成28年9月21日 至 平成29年9月19日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	22,150
合計	22,150

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成29年8月16日から平成29年9月19日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成28年 9月20日現在]	[平成29年 9月19日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0113円 10,113円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第649回東京都公募公債	9,000,000	9,000,360	
	第27回兵庫県民債	8,000,000	7,996,640	
地方債証券 合計		17,000,000	16,997,000	
合計		17,000,000	16,997,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間(平成29年9月20日から平成30年3月19日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

【東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース(年1回決算型)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成29年 9月19日現在	当中間計算期間末 平成30年 3月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,799,362	5,765,366
投資信託受益証券	304,658,141	259,547,604
親投資信託受益証券	10,004	10,010
流動資産合計	311,467,507	265,322,980
資産合計	311,467,507	265,322,980
負債の部		
流動負債		
未払金	2,000,000	-
未払受託者報酬	37,974	40,519
未払委託者報酬	1,485,925	1,585,287
未払利息	16	15
その他未払費用	16,413	17,531
流動負債合計	3,540,328	1,643,352
負債合計	3,540,328	1,643,352
純資産の部		
元本等		
元本	1,266,351,505	1,231,880,034
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	41,575,674	31,799,594
(分配準備積立金)	38,715,286	26,588,835
元本等合計	307,927,179	263,679,628
純資産合計	307,927,179	263,679,628
負債純資産合計	311,467,507	265,322,980

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月20日	当中間計算期間 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日
営業収益		
受取配当金	16,467,356	13,059,032
受取利息	137	46
有価証券売買等損益	22,019,301	16,310,531
営業収益合計	5,551,808	3,251,453
営業費用		
支払利息	2,556	2,977
受託者報酬	57,030	40,519
委託者報酬	2,231,556	1,585,287
その他費用	24,698	17,531
営業費用合計	2,315,840	1,646,314
営業利益又は営業損失（）	7,867,648	4,897,767
経常利益又は経常損失（）	7,867,648	4,897,767
中間純利益又は中間純損失（）	7,867,648	4,897,767
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（）	4,501,700	205,175
期首剩余金又は期首次損金（）	56,132,225	41,575,674
剩余金増加額又は欠損金減少額	4,132,778	11,226,286
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	4,132,778	11,226,286
剩余金減少額又は欠損金増加額	18,445,648	16,309,774
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	18,445,648	16,309,774
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剩余金又は中間欠損金（）	38,453,407	31,799,594

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成29年 9月19日現在	当中間計算期間末 平成30年 3月19日現在
1. 1 期首元本額	477,574,861円	266,351,505円
期中追加設定元本額	85,804,018円	69,237,362円
期中一部解約元本額	297,027,374円	103,708,833円
2. 1 中間計算期間末日における受益権の総数	266,351,505口	231,880,034口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月20日	当中間計算期間 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日
該当事項はありません。	同 左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 平成29年 9月19日現在	当中間計算期間末 平成30年 3月19日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(1口当たり情報に関する注記)

前期 平成29年 9月19日現在	当中間計算期間末 平成30年 3月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	1.1561円 (11,561円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額

【東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成29年 9月19日現在	当中間計算期間末 平成30年 3月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,061,941	676,078
投資信託受益証券	48,952,745	16,296,195
親投資信託受益証券	10,004	10,010
未収入金	-	15,760,000
流動資産合計	<u>50,024,690</u>	<u>32,742,283</u>
資産合計	<u>50,024,690</u>	<u>32,742,283</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	15,539,191
未払受託者報酬	6,088	4,992
未払委託者報酬	238,165	195,849
未払利息	2	1
その他未払費用	2,549	2,061
流動負債合計	<u>246,804</u>	<u>15,742,094</u>
負債合計	<u>246,804</u>	<u>15,742,094</u>
純資産の部		
元本等		
元本	1 37,048,230	1 13,332,632
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（）	12,729,656	3,667,557
（分配準備積立金）	5,024,646	1,673,634
元本等合計	<u>49,777,886</u>	<u>17,000,189</u>
純資産合計	<u>49,777,886</u>	<u>17,000,189</u>
負債純資産合計	<u>50,024,690</u>	<u>32,742,283</u>

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月20日	当中間計算期間 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日
営業収益		
受取配当金	1,283,614	1,145,697
受取利息	7	42
有価証券売買等損益	2,853,883	2,476,544
営業収益合計	4,137,504	1,330,805
営業費用		
支払利息	320	163
受託者報酬	5,528	4,992
委託者報酬	216,102	195,849
その他費用	2,319	2,061
営業費用合計	224,269	203,065
営業利益又は営業損失（）	3,913,235	1,533,870
経常利益又は経常損失（）	3,913,235	1,533,870
中間純利益又は中間純損失（）	3,913,235	1,533,870
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（）	702,125	590,468
期首剩余金又は期首次損金（）	3,359,420	12,729,656
剩余金増加額又は欠損金減少額	6,203,525	1,087,323
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	6,203,525	1,087,323
剩余金減少額又は欠損金増加額	1,683,279	9,206,020
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,683,279	9,206,020
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剩余金又は中間欠損金（）	11,090,776	3,667,557

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成29年 9月19日現在	当中間計算期間末 平成30年 3月19日現在
1. 1 期首元本額	19,317,107円	37,048,230円
期中追加設定元本額	25,806,528円	2,909,373円
期中一部解約元本額	8,075,405円	26,624,971円
2. 1 中間計算期間末日における受益権の総数	37,048,230口	13,332,632口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成28年 9月21日 至 平成29年 3月20日	当中間計算期間 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日
該当事項はありません。	同 左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 平成29年 9月19日現在	当中間計算期間末 平成30年 3月19日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としてあります。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>
-----------------------------------	--	-----------

(1口当たり情報に関する注記)

前期 平成29年 9月19日現在	当中間計算期間末 平成30年 3月19日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3436円 (13,436円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
	1.2751円 (12,751円)	

(ご参考)

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）は「Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund JPY Class Units」を、米ドルコース（年1回決算型）は「USD Class Units」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらファンドの受益証券です。

また、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）、米ドルコース（年1回決算型）は、「東京海上マネーマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、これら投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund」の状況

当投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された複数の通貨クラスを持つ円建て外国投資信託です。同ファンドの財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、独立監査人の監査を受けております。以下に記載した情報は、委託会社が同投資信託の管理会社である Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. から入手した平成29年2月28日現在の財務書類の一部を抜粋・翻訳したものです。

なお、開示情報につきましては、各通貨クラスを合算した単位（Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund）の純資産計算書、重要な会計方針に関する注記、及び投資有価証券明細表を掲載しております。

(1)純資産計算書

	平成29年2月28日現在 金額（円）
資産：	
投資有価証券（取得原価）	56,745,191,349
未実現利益	<u>1,342,474,366</u>
債券（時価）	58,087,665,715
現預金	1,625,064,720
未収利息	1,065,072,065
追加設定に係る未収入金	120,200,000
為替予約取引に係る未実現利益	<u>3,508,235,349</u>
資産合計	<u>64,406,237,849</u>

負債：

未払費用	99,506,938
未払金	462,929,873
未払解約金	288,204,274
為替予約取引に係る未実現損失	1,672,070,813
負債合計	2,522,711,898

純資産総額

純資産総額	61,883,525,951
--------------	-----------------------

各通貨クラスの基準価額

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

AUD Class Units	9,898
Resources Currency Basket Class Units	8,256
BRL Class Units	6,035
EUR Class Units	11,323
JPY Class Units	9,724
MXN Class Units	6,703
RUB Class Units	6,031
TRY Class Units	5,525
USD Class Units	15,348

(2)重要な会計方針に関する注記

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成しております。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は当座預金の現金から成っております。

有価証券の評価

株式市場に上場又は組織的市場で取引されている有価証券については、当該株式市場又は組織的市場における入手可能な最終相場にて評価しています。ただし、関連する株式市場以外又は店頭市場においてプレミアム価格やディスカウント価格により取得又は取引された銘柄については、評価日におけるプレミアムやディスカウントの水準を考慮して評価します。

非上場有価証券については、ファンドマネジャーが適切だと判断する、直近に行われた同銘柄又は類似した銘柄の取引や、ブローカーや評価機関から入手した評価情報を考慮に入れ、ファンドマネジャーが誠実に判断した公正な市場価格にて評価しています。

有価証券取引

有価証券取引は約定日に計上しています。オプション、先物及び債券の実現損益は、平均原価法を用いて算出しています。

外貨取引

当ファンドの基準通貨は日本円です。

外貨建資産及び負債は期末日現在に適用される為替レートで日本円に換算しています。外貨取引については、約定日に適用される為替レートで日本円に換算しています。

平成29年2月28日現在の為替レートは下記のとおりです。

1 USD = 1.300644 AUD	1 USD = 111.885000 JPY
1 USD = 3.111000 BRL	1 USD = 19.992750 MXN
1 USD = 6.868800 CNY	1 USD = 58.43511 RUB
1 USD = 0.941088 EUR	1 USD = 3.627600 TRY
1 USD = 0.803600 GBP	1 USD = 13.080000 ZAR
1 USD = 13,336.000000 IDR	

利息配当の認識

受取利息については発生主義に基づき計上しています。

(3)投資有価証券明細表

平成29年2月28日現在
(単位：円)

種類	発行国・銘柄名	通貨	額面金額	簿価金額	評価金額	投資比率(%)

債券	オーストリア ERSTE GROUP FRN 05/26/2025	USD	12,800,000	1,336,944,885	1,479,216,328	2.39
	オーストリア 集計			1,336,944,885	1,479,216,328	2.39
	バミューダ HISCOX LTD FRN 11/24/2045	GBP	6,100,000	1,061,449,735	920,013,915	1.49
	バミューダ 集計			1,061,449,735	920,013,915	1.49
	カナダ MANULIFE FIN COR FRN 02/24/2032	USD	11,000,000	1,250,150,018	1,235,940,908	2.00
	TORONTO DOM BANK FRN 09/15/2031	USD	16,000,000	1,640,624,912	1,764,077,273	2.85
	カナダ 集計			2,890,774,930	3,000,018,181	4.85
	ケイマン MIZUHO FIN GROUP 4.6% 03/27/2024	USD	1,800,000	183,857,592	212,374,956	0.34
	ケイマン 集計			183,857,592	212,374,956	0.34
	フランス AXA SA FRN PERPETUAL	GBP	7,000,000	1,273,355,865	1,014,293,876	1.64
	BNP PARIBAS 4.375% 09/28/2025	USD	15,430,000	1,765,612,889	1,714,214,420	2.77
	BPCE FRN PERPETUAL	USD	4,200,000	352,763,658	574,327,840	0.93
	BPCE 4.5% 03/15/2025	USD	18,150,000	2,012,951,380	1,993,449,096	3.22
	CRED AGRICOLE SA 4.375% 03/17/2025	USD	14,750,000	1,790,917,068	1,638,404,972	2.65
	CREDIT AGRICOLE FRN PERPETUAL	USD	4,100,000	415,223,661	441,379,378	0.71
	SOCIETE GENERALE FRN PERPETUAL	EUR	9,700,000	1,373,574,896	1,371,263,214	2.22
	フランス 集計			8,984,399,417	8,747,332,796	14.14
	ドイツ LB BADEN-WUERTT 3.625% 06/16/2025	EUR	12,900,000	1,797,416,727	1,641,822,418	2.65
	ドイツ 集計			1,797,416,727	1,641,822,418	2.65
	アイルランド BEAZLEY RE LTD 5.875% 11/04/2026	USD	9,200,000	969,771,996	1,056,825,363	1.71
	PGH CAPITAL PLC 4.125% 07/20/2022	GBP	3,000,000	413,621,563	426,163,991	0.69
	アイルランド 集計			1,383,393,559	1,482,989,354	2.40
	日本 DAI-ICHI MUTUAL FRN PERPETUAL	USD	6,910,000	796,992,374	814,131,887	1.32
	FUKOKU MUTUAL FRN PERPETUAL	USD	9,400,000	1,166,022,935	1,078,422,110	1.74
	MITSUI SUMITOMO FRN 03/15/2072	USD	10,600,000	983,875,126	1,364,162,746	2.20
	SOMPO JAPAN INS FRN 03/28/2073	USD	10,540,000	1,027,286,963	1,260,979,324	2.04
	日本 集計			3,974,177,398	4,517,696,067	7.30
	ジャージー HSBC BANK FUND FRN PERPETUAL	GBP	6,150,000	958,888,054	921,133,074	1.49
	UBS GROUP FUNDIN 4.125% 09/24/2025	USD	12,900,000	1,369,579,481	1,467,722,941	2.37
	ジャージー 集計			2,328,467,535	2,388,856,015	3.86
	オランダ					

ABN AMRO BANK NV 7.125% 07/06/2022	EUR	2,490,000	293,030,303	379,876,271	0.61
ABN AMRO BANK NV FRN 06/30/2025	EUR	16,100,000	2,245,873,831	2,016,479,667	3.26
ASR NEDERLAND NV FRN 09/29/2045	EUR	5,900,000	777,249,320	780,147,255	1.26
GENERALI FINANCE FRN PERPETUAL	EUR	7,150,000	1,014,869,196	836,310,973	1.35
ING BANK NV 5.8% 09/25/2023	USD	19,000,000	2,122,593,322	2,361,440,216	3.82
NN GROUP NV FRN PERPETUAL	EUR	6,000,000	860,677,893	715,630,931	1.16
RABOBANK FRN PERPETUAL	EUR	9,100,000	1,247,706,355	1,112,745,381	1.80
SNS BANK FRN 11/05/2025	EUR	7,150,000	897,477,872	893,944,784	1.44
VONOVIA BV FRN PERPETUAL	EUR	3,000,000	342,824,315	377,125,422	0.61
オランダ 集計			9,802,302,407	9,473,700,900	15.31
ノルウェー					
DNB BANK ASA FRN 03/01/2027	EUR	3,900,000	467,819,516	465,799,968	0.75
ノルウェー 集計			467,819,516	465,799,968	0.75
スペイン					
BBVA SUB CAP UNI FRN 04/11/2024	EUR	5,800,000	823,557,868	722,785,921	1.17
SANTANDER ISSUAN 3.125% 01/19/2027	EUR	6,500,000	789,989,958	778,589,792	1.26
スペイン 集計			1,613,547,826	1,501,375,713	2.43
スウェーデン					
NORDEA BANK AB FRN PERPETUAL	USD	10,200,000	1,224,900,418	1,138,168,484	1.83
SKANDINAV ENSKIL FRN 10/31/2028	EUR	5,800,000	654,892,860	683,832,877	1.11
SWEDBANK AB FRN PERPETUAL	USD	4,400,000	528,508,290	503,498,593	0.81
SWEDBANK AB FRN PERPETUAL	USD	1,800,000	207,333,000	208,210,148	0.34
スウェーデン 集計			2,615,634,568	2,533,710,102	4.09
英國					
AVIVA PLC FRN 07/05/2043	EUR	3,000,000	417,938,836	419,693,621	0.67
BARCLAYS PLC FRN 11/11/2025	EUR	2,300,000	302,209,165	277,136,202	0.45
HSBC HOLDINGS FRN PERPETUAL	EUR	5,950,000	805,448,653	723,242,137	1.17
LLOYDS TSB BANK 7.625% 04/22/2025	GBP	7,050,000	1,225,382,729	1,309,619,684	2.12
SANTANDER UK PLC 5 % 11/07/2023	USD	10,700,000	1,072,321,384	1,250,287,810	2.02
SOCIETY LLOYD'S FRN 02/07/2047	GBP	3,100,000	441,946,272	454,487,503	0.73
STANDARD CHART 4.3% 02/19/2027	USD	5,950,000	594,216,645	655,863,104	1.06
TSB BANKING FRN 05/06/2026	GBP	2,550,000	349,880,616	378,091,751	0.61
ZURICH FINANCE FRN PERPETUAL	GBP	7,340,000	1,241,250,971	1,180,347,577	1.91
英國 集計			6,450,595,271	6,648,769,389	10.74
米国					
BANK OF AMER CRP 3.95% 04/21/2025	USD	14,300,000	1,653,496,060	1,603,139,296	2.59
BANK OF NY MELLO 3% 10/30/2028	USD	4,350,000	453,184,215	467,103,736	0.75
CITIGROUP INC 8.125% 07/15/2039	USD	1,030,000	169,137,062	172,440,536	0.28

CITIGROUP INC 4.6% 03/09/2026	USD	12,600,000	1,428,400,135	1,460,530,126	2.36
DISCOVER BANK 4.25% 03/13/2026	USD	12,250,000	1,334,720,444	1,414,450,062	2.29
GOLDMAN SACHS GP 5.5% 10/12/2021	GBP	4,820,000	679,412,153	779,809,926	1.26
GOLDMAN SACHS GP 6.875% 01/18/2038	GBP	1,000,000	188,531,777	197,242,541	0.32
JPMORGAN CHASE 3.625% 12/01/2027	USD	3,000,000	318,842,453	327,223,328	0.53
MORGAN STANLEY 3.95% 04/23/2027	USD	17,000,000	1,877,815,006	1,889,434,315	3.05
NATIONAL CAP TST FRN PERPETUAL	GBP	7,376,000	890,898,589	1,080,031,416	1.75
PRUDENTIAL FIN FRN 06/15/2043	USD	9,000,000	845,881,683	1,083,987,723	1.75
SYNCHRONY FINANC 3.7% 08/04/2026	USD	9,900,000	1,009,601,692	1,085,452,866	1.75
WELLS FARGO CAP 5.95% 12/15/2036	USD	12,610,000	1,004,488,714	1,513,143,742	2.45
米国 集計			11,854,409,983	13,073,989,613	21.13
債券合計			56,745,191,349	58,087,665,715	93.87

「東京海上マネーマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		平成29年 9月19日現在	平成30年 3月19日現在
区 分	注記番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,782,250	2,771,508
地方債証券		16,997,000	11,006,840
未収利息		10,224	7,101
前払費用			9,648
流動資産合計		18,789,474	13,795,097
資産合計		18,789,474	13,795,097
負債の部			
流動負債			
未払金		8,003,760	3,002,820
未払利息		4	7
流動負債合計		8,003,764	3,002,827
負債合計		8,003,764	3,002,827
純資産の部			
元本等			
元本	1	10,668,207	10,668,179
剰余金			
剰余金又は欠損金()		117,503	124,091
元本等合計		10,785,710	10,792,270
純資産合計		10,785,710	10,792,270

負債純資産合計		18,789,474	13,795,097
---------	--	------------	------------

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日
有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成29年 9月19日現在	平成30年 3月19日現在
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	49,201,281円	10,668,207円
同期中における追加設定元本額	67,131,639円	円
同期中における一部解約元本額	105,664,713円	28円
同中間期末における元本額	10,668,207円	10,668,179円
元本の内訳*		
東京海上・東南アジア株式ファンド	1,100,000円	1,100,000円
東京海上・アジア中小型成長株ファンド	1,100,000円	1,100,000円
大和マイクロファイナンス・ファンド	992,261円	992,261円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース（毎月分配型）	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ユーロコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース（毎月分配型）	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）プラジル・レアルコース（毎月分配型）	991,474円	991,474円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月分配型）	9,915円	9,915円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープール・ファンド	1,454,933円	1,454,905円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月分配型）	9,898円	9,898円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）	9,896円	9,896円
東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）	9,896円	9,896円
東京海上・米国優先リートファンド（為替プレミアム）	989,316円	989,316円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジなし）（毎月決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジなし）（年2回決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	494,511円	494,511円
東京海上Roggeグローバルインフラ・ハイイールド債ファンド（為替ヘッジあり）（年2回決算型）	494,511円	494,511円
計	10,668,207円	10,668,179円
2. 1 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	10,668,207口	10,668,179口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成29年 9月19日現在	平成30年 3月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としてあります。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(1口当たり情報に関する注記)

平成29年 9月19日現在	平成30年 3月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	1.0110円 10,110円)
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額 1.0116円 10,116円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）

平成30年3月30日現在

種類	金額
資産総額	262,901,424 円
負債総額	79,731 円
純資産総額（ - ）	262,821,693 円
発行済数量	231,905,945 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1333 円

東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）

平成30年3月30日現在

種類	金額
資産総額	17,011,047 円
負債総額	5,113 円
純資産総額（ - ）	17,005,934 円
発行済数量	13,332,632 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2755 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上マネーマザーファンド

平成30年3月30日現在

種類	金額
資産総額	10,791,531 円
負債総額	8 円
純資産総額（ - ）	10,791,523 円
発行済数量	10,668,179 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0116 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

4 . 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 . 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 . 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 . 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

8 . 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成30年3月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成30年3月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	172	2,297,212
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	172	2,297,212

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第32期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	第31期 (平成28年 3月31日現在)	第32期 (平成29年 3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,701,500	13,325,797
前払費用	154,914	132,260
未収委託者報酬	1,571,495	1,578,384
未収収益	2,099,418	2,534,825
未収入金	166,601	1,207
繰延税金資産	173,700	287,816
1年内回収予定の敷金	315,033	-
その他の流動資産	12,650	28,360
流動資産計	11,195,315	17,888,652
固定資産		
有形固定資産	* 1	552,561
建物	2,187	439,621
器具備品	72,024	111,633
リース資産	-	1,306
無形固定資産	5,254	13,204
電話加入権	3,144	3,795
ソフトウェア仮勘定	2,110	9,409
投資その他の資産	2,366,401	2,418,251
投資有価証券	43,761	54,270
関係会社株式	1,669,990	1,672,490
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	9,018	9,298
敷金	450,152	450,632
その他長期差入保証金	10,852	20,912
繰延税金資産	151,427	179,447
固定資産計	2,445,867	2,984,017
資産合計	13,641,183	20,872,669
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	822
未払金	* 2	2,119,086
未払手数料	592,624	634,930
その他未払金	1,526,461	1,323,992
未払費用	147,843	445,613
未払消費税等	93,340	108,541
未払法人税等	736,000	735,000
預り金	39,072	41,371
前受収益	3,021	3,027
賞与引当金	196,236	274,382
流動負債計	3,334,601	3,567,681
固定負債		
リース債務	-	548
退職給付引当金	197,784	393,213
役員退職慰労引当金	21,270	24,180
固定負債計	219,054	417,941
負債合計	3,553,655	3,985,623
純資産の部		
株主資本	10,085,959	16,885,034
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	-	400,000
その他資本剰余金	-	400,000
利益剰余金	8,085,959	14,485,034

利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	7,585,959	13,985,034
特別償却準備金	-	79
繰越利益剰余金	7,585,959	13,984,954
評価・換算差額等	1,567	2,011
その他有価証券評価差額金	1,567	2,011
純資産合計	10,087,527	16,887,045
負債・純資産合計	13,641,183	20,872,669

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,967,549	11,342,811
運用受託報酬	8,310,269	9,089,602
投資助言報酬	90,084	74,767
その他営業収益	1,114	64,158
営業収益計	18,369,017	20,571,339
営業費用		
支払手数料	4,535,693	5,363,864
広告宣伝費	160,685	251,016
公告費	150	313
調査費	5,212,764	5,401,672
調査費	1,906,774	1,635,494
委託調査費	3,305,989	3,766,178
委託計算費	116,997	109,429
営業雜経費	202,379	239,192
通信費	30,626	33,787
印刷費	143,441	173,307
協会費	17,642	17,533
諸会費	4,682	7,478
図書費	5,986	7,084
営業費用計	10,228,671	11,365,489
一般管理費		
給料	2,468,628	2,670,059
役員報酬	57,936	119,133
給料・手当	1,761,103	1,897,712
賞与	649,589	653,214
交際費	21,912	16,226
寄付金	-	3,598
旅費交通費	97,774	136,737
租税公課	68,294	115,360
不動産賃借料	258,391	316,801
役員退職慰労引当金繰入	3,050	2,910
退職給付費用	86,602	87,275
賞与引当金繰入	196,236	209,007
固定資産減価償却費	98,697	63,467
法定福利費	419,863	424,721
福利厚生費	7,908	8,100
諸経費	416,706	469,957
一般管理費計	4,144,067	4,524,223
営業利益	3,996,279	4,681,627
営業外収益		
受取利息	1,844	459
受取配当金	* 1 145,859	* 1 45,776
匿名組合投資利益	* 1 164,645	* 1 77,298
為替差益	-	8,924

雑益	13,905	10,134
営業外収益計	326,255	142,593
営業外費用		
為替差損	13,297	-
雑損	19,880	6,661
営業外費用計	33,178	6,661
経常利益	4,289,355	4,817,559
特別損失		
器具備品除却損	-	4,685
本社移転費用	-	229,113
特別損失計	-	233,799
税引前当期純利益	4,289,355	4,583,760
法人税、住民税及び事業税	1,425,847	1,455,944
法人税等調整額	25,250	25,233
法人税等合計	1,400,596	1,430,711
当期純利益	2,888,759	3,153,048

(3)【株主資本等変動計算書】

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本				株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	500,000	10,638,296	11,138,296	13,138,296	
当期変動額						
剩余金の配当			5,941,096	5,941,096	5,941,096	
当期純利益			2,888,759	2,888,759	2,888,759	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	3,052,336	3,052,336	3,052,336	
当期末残高	2,000,000	500,000	7,585,959	8,085,959	10,085,959	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,414	5,414	13,143,710
当期変動額			
剩余金の配当			5,941,096
当期純利益			2,888,759
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,846	3,846	3,846
当期変動額合計	3,846	3,846	3,056,183
当期末残高	1,567	1,567	10,087,527

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	特別償却 準備金
当期首残高	2,000,000	-	-	500,000	-	7,585,959
当期変動額						
剰余金の配当						791,278
合併による増加		400,000	400,000		103	4,037,200
特別償却準備金の取崩					24	24
当期純利益						3,153,048
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	400,000	400,000	-	79	6,398,995
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	79	13,984,954

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	8,085,959	10,085,959	1,567	1,567	10,087,527	
当期変動額						
剰余金の配当	791,278	791,278			791,278	
合併による増加	4,037,304	4,437,304			4,437,304	
特別償却準備金の取崩	-	-			-	
当期純利益	3,153,048	3,153,048			3,153,048	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			443	443	443	
当期変動額合計	6,399,074	6,799,074	443	443	6,799,518	
当期末残高	14,485,034	16,885,034	2,011	2,011	16,887,045	

注記事項

重要な会計方針

第32期
自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

第32期
自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が19,582千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ19,582千円増加しております。

（貸借対照表関係）

第31期 平成28年3月31日現在	第32期 平成29年3月31日現在												
<p>* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td><td style="width: 50%;">226,926千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>496,441千円</td></tr> </table> <p>* 2. 関係会社に対する主な資産・負債は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">関係会社に対する未払金</td><td style="width: 50%;">732,363千円</td></tr> </table>	建物	226,926千円	器具備品	496,441千円	関係会社に対する未払金	732,363千円	<p>* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td><td style="width: 50%;">20,366千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>453,412千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>2,612千円</td></tr> </table>	建物	20,366千円	器具備品	453,412千円	リース資産	2,612千円
建物	226,926千円												
器具備品	496,441千円												
関係会社に対する未払金	732,363千円												
建物	20,366千円												
器具備品	453,412千円												
リース資産	2,612千円												

（損益計算書関係）

第31期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	第32期 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日

* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 142,429千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 164,645千円 当事業年度において、関係会社に対する営業費用及び一般管理費の合計額が営業費用及び一般管理費の合計額の100分の20を超えており、その金額は3,142,828千円であります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 45,377千円 関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配 77,298千円
--	--

(株主資本等変動計算書関係)

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	平成27年4月1日 現在	増加	減少	平成28年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	939,116千円
(ロ) 1株当たり配当額	24,520円
(ハ) 基準日	平成27年3月31日
(二) 効力発生日	平成27年6月30日

平成27年11月24日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	5,001,980千円
(ロ) 1株当たり配当額	130,600円
(ハ) 効力発生日	平成27年11月30日

(注) 基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	791,278千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	20,660円
(二) 基準日	平成28年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成28年6月28日

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	平成28年4月1日 現在	増加	減少	平成29年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	791,278千円
(ロ) 1株当たり配当額	20,660円

(八) 基準日	平成28年 3月31日
(二) 効力発生日	平成28年 6月28日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成29年 6月30日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。
- ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,784,014千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	46,580円
(二) 基準日	平成29年 3月31日
(ホ) 効力発生日	平成29年 6月30日

(リース取引関係)

第31期（自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日）

該当事項はありません。

第32期（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第31期 自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	第32期 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左

市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券 については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	市場リスク 同左 流動性リスク 同左
---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第31期（平成28年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,701,500	6,701,500	-
(2)未収委託者報酬	1,571,495	1,571,495	-
(3)未収収益	2,099,418	2,099,418	-
(4)未収入金	166,601	166,601	-
(5)1年内回収予定の敷金	315,033	315,033	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	43,761	43,761	-
(7)預り金	(39,072)	(39,072)	-
(8)未払金	(2,119,086)	(2,119,086)	-
(9)未払費用	(147,843)	(147,843)	-
(10)未払消費税等	(93,340)	(93,340)	-
(11)未払法人税等	(736,000)	(736,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

第32期（平成29年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	13,325,797	13,325,797	-
(2)未収委託者報酬	1,578,384	1,578,384	-
(3)未収収益	2,534,825	2,534,825	-
(4)未収入金	1,207	1,207	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	54,270	54,270	-
(6)預り金	(41,371)	(41,371)	-
(7)未払金	(1,958,922)	(1,958,922)	-
(8)未払費用	(445,613)	(445,613)	-
(9)未払消費税等	(108,541)	(108,541)	-
(10)未払法人税等	(735,000)	(735,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第31期 平成28年3月31日現在	第32期 平成29年3月31日現在
----------------------	----------------------

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(5) 1年内回収予定の敷金、(7) 預り金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払消費税等及び(11) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。
(6) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第31期 平成28年3月31日現在		第32期 平成29年3月31日現在	
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
(単位：千円)		(単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	1,637,243	子会社株式	1,639,743
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社	31,200	その他の関係会社	31,200
有価証券		有価証券	
敷金	450,152	敷金	450,632
その他長期差入保証金	10,852	その他長期差入保証金	20,912

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第31期 平成28年3月31日現在	第32期 平成29年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成28年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	6,701,448	-	-	-
未収委託者報酬	1,571,495	-	-	-
未収収益	2,099,418	-	-	-
未収入金	166,601	-	-	-
1年内回収予定の敷金	315,033	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	17,460	3,952	-
合計	10,853,997	17,460	3,952	-

第32期（平成29年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	13,325,573	-	-	-
未収委託者報酬	1,578,384	-	-	-
未収収益	2,534,825	-	-	-
未収入金	1,207	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	6,000	21,783	6,000	-
合計	17,445,990	21,783	6,000	-

(有価証券関係)

第31期 平成28年3月31日現在	第32期 平成29年3月31日現在																																
1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券	1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券																																
子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,637,243千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。	子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,639,743千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。																																
2. その他有価証券 (単位：千円)	2. その他有価証券 (単位：千円)																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表 計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託</td> <td>26,436</td> <td>21,324</td> <td>5,111</td> </tr> <tr> <td>貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託</td> <td>17,324</td> <td>20,176</td> <td>2,851</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43,761</td> <td>41,501</td> <td>2,259</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	26,436	21,324	5,111	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	17,324	20,176	2,851	合計	43,761	41,501	2,259	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表 計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託</td> <td>33,725</td> <td>27,289</td> <td>6,435</td> </tr> <tr> <td>貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託</td> <td>20,545</td> <td>24,081</td> <td>3,536</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>54,270</td> <td>51,371</td> <td>2,899</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	33,725	27,289	6,435	貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	20,545	24,081	3,536	合計	54,270	51,371	2,899
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																														
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	26,436	21,324	5,111																														
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	17,324	20,176	2,851																														
合計	43,761	41,501	2,259																														
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額																														
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資 信託	33,725	27,289	6,435																														
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないもの 証券投資 信託	20,545	24,081	3,536																														
合計	54,270	51,371	2,899																														
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左																																

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第31期	第32期
	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
退職給付引当金の期首残高	179,872千円	197,784千円
退職給付費用	33,702千円	31,281千円
退職給付の支払額	15,789千円	6,251千円
合併による増加	-	179,615千円
確定拠出年金制度への移管額	-	9,217千円
退職給付引当金の期末残高	197,784千円	393,213千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第31期	第32期
	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	197,784千円	393,213千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	197,784千円	393,213千円
	-	-
退職給付引当金	197,784千円	393,213千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	197,784千円	393,213千円

(3) 退職給付費用

	第31期	第32期
	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	33,702千円	22,064千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）43,203千円、第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）46,034千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)

繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	6,512千円	7,403千円
退職給付引当金	60,561千円	120,401千円
未払金	2,992千円	3,507千円
賞与引当金	60,558千円	84,674千円
未払法定福利費	7,858千円	12,005千円
未払事業所税	2,632千円	3,291千円
未払事業税	45,510千円	35,145千円
未払調査費	45,270千円	45,734千円
減価償却超過額	85,044千円	52,565千円
未払確定拠出年金	1,112千円	1,236千円
未払費用	7,764千円	102,221千円
繰延税金資産小計	325,819千円	468,187千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	325,819千円	468,187千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	-	35千円
その他有価証券評価差額金	691千円	887千円
繰延税金負債合計	691千円	923千円
繰延税金資産の純額	325,127千円	467,264千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第31期 (平成28年3月31日現在)	第32期 (平成29年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(企業結合等関係)

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

共通支配下の取引等

当社は、平成28年3月9日付け合併契約に基づき、東京海上不動産投資顧問株式会社と、平成28年10月1日付けで合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 東京海上不動産投資顧問株式会社

事業の内容 不動産を対象とした投資運用業、投資助言業等

(2) 企業結合日

平成28年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

東京海上アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、東京海上不動産投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

東京海上アセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合の目的

東京海上グループのアセットマネジメント会社である2社を統合することでのシナジー効果を追求いたします。具体的には、商品のラインアップを拡大することで多様なニーズを有する投資家への訴求力を高めること、コーポレート部門の統合による効率化と機能強化を図ることを目的として行うものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(セグメント情報等)

第31期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	第32期 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報</p> <p>同左</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <p>同左</p> <p>(2) 有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <p>同左</p>

(関連当事者情報)

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連當 事者と の關係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	東京海上日動火災 保険株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害保険業	(被所有) 直接100%	投資信託 の取扱	投資信託 に係る事 務代行手 数料の 支払	587,292	未払手数料	162,226
						役員の 兼任				

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連當 事者と の關係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT INTERNATIONAL PTE. LTD.	シンガポール・ シンガポール	SGD 17,400千	投資運用業 投資助言業	(所有) 直接100%	投資助言 の受入	増資の 引受	1,415,648	-	-
						役員の 兼任				
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ ロンドン	GBP 300千	投資運用業 投資助言業	(所有) 直接50%	運用の 再委任	委託 調査費 の支払	1,250,497	未払金	255,308
						役員の 派遣			未払費用	4,855

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれおりません。

* 増資の引き受けは、子会社が行った増資を受けたものであります。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連當 事者と の關係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	----------------	-----	------------------	-----------------------	------------------	-------------------	-----------	--------------	----	--------------

関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ ロンドン	GBP 300千	投資運用業 投資助言業	(所有) 直接50%	運用の 再委任	委託 調査費 の支払	917,507	未払金	200,874
						役員の 派遣			未払費用	14,636

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連當 事者と の關係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上日動火災 保険株式会社	東京都 千代田区	101,994,694 千円	損害保険業	なし	運用の 一任	運用受 託報酬 の受取	1,247,159	未収収益	285,970
						役員の 兼任				
同一の 親会社 をもつ 会社	Delphi Capital Management, Inc.	米国・ ニューヨーク	USD 1千	資産運用業	なし	運用の 再委託	委託 調査費 の支払	763,120	未払金	225,715

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれおりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1) 株当たり情報)

第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
1株当たり純資産額		263,381円91銭
1株当たり当期純利益金額		75,424円51銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額		10,087,527千円
純資産の部の合計額から控除する金額		-
普通株式に係る当期末の純資産額		10,087,527千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数		38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額		2,888,759千円
普通株主に帰属しない金額		-
普通株式に係る当期純利益金額		2,888,759千円
普通株式の期中平均株式数		38,300株

第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1 株当たり純資産額	440,915円03銭
1 株当たり当期純利益金額	82,325円02銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	16,887,045千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	16,887,045千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	3,153,048千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	3,153,048千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

中間財務諸表
中間貸借対照表

(単位 : 千円)

当中間会計期間
(平成29年 9月30日現在)

資産の部

流動資産

現金・預金	13,121,777
前払費用	136,186
未収委託者報酬	1,501,112
未収收益	3,077,303
未収入金	19,258
繰延税金資産	456,261
その他の流動資産	14,004
流動資産計	18,325,904

固定資産

有形固定資産	* 1	519,084
建物		424,900
器具備品		93,270
リース資産		914
無形固定資産		14,776
電話加入権		3,795
ソフトウェア仮勘定		10,981
投資その他の資産		2,395,708
投資有価証券		51,472
関係会社株式		1,673,049
その他の関係会社有価証券		31,200
長期前払費用		6,978
敷金		450,632
その他長期差入保証金		10,882
繰延税金資産		171,493
固定資産計		2,929,569
資産合計		21,255,474

負債の部

流動負債

リース債務	822
未払金	1,874,999
未払手数料	605,162
その他未払金	1,269,837
未払費用	497,599
未払消費税等	* 2
未払法人税等	148,152
預り金	946,133
前受収益	50,300
賞与引当金	15,656
その他の流動負債	504,212
流動負債計	5
	4,037,882

固定負債

リース債務	137
退職給付引当金	406,567
固定負債計	406,704
負債合計	4,444,587

純資産の部

株主資本	16,809,064
資本金	2,000,000
資本剰余金	400,000
その他資本剰余金	400,000
利益剰余金	14,409,064
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	13,909,064
特別償却準備金	55
繰越利益剰余金	13,909,008
評価・換算差額等	1,823
その他有価証券評価差額金	1,823
純資産合計	<u>16,810,887</u>
負債・純資産合計	<u>21,255,474</u>

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成29年4月1日
至 平成29年9月30日)

営業収益

委託者報酬	5,931,443
運用受託報酬	4,877,342
投資助言報酬	33,908
その他営業収益	78,546
営業収益計	<u>10,921,241</u>

営業費用

支払手数料	2,776,342
広告宣伝費	98,585
調査費	2,891,626
調査費	932,244
委託調査費	1,959,381
委託計算費	55,194
営業雑経費	123,762
通信費	16,308
印刷費	83,463
協会費	12,174
諸会費	5,445
図書費	6,370
営業費用計	<u>5,945,511</u>

一般管理費

給料	1,216,540
役員報酬	67,194
給料・手当	1,051,264
賞与	98,082
交際費	7,908
寄付金	3,384
旅費交通費	89,015
租税公課	70,429
不動産賃借料	187,845
役員退職慰労金	6,710
退職給付費用	56,032
賞与引当金繰入	504,212
固定資産減価償却費	* 1 36,052

法定福利費	236,994
福利厚生費	5,263
諸経費	214,571
一般管理費計	2,634,962
営業利益	2,340,767
営業外収益	
受取利息	153
受取配当金	101,549
雑益	5,847
営業外収益計	107,550
営業外費用	
為替差損	15,636
雑損	499
営業外費用計	16,135
経常利益	2,432,181
税引前中間純利益	2,432,181
法人税、住民税及び事業税	884,545
法人税等調整額	160,407
法人税等合計	724,138
中間純利益	1,708,043

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金				
	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金		特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	79	79	13,984,954
当中間期変動額							
剰余金の配当							1,784,014
特別償却準備金の取崩					24	24	24
中間純利益							1,708,043
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	24	24	75,946
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	55	55	13,909,008

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	14,485,034	16,885,034	2,011	2,011	16,887,045	
当中間期変動額						
剰余金の配当	1,784,014	1,784,014			1,784,014	
特別償却準備金の取崩	-	-			-	
中間純利益	1,708,043	1,708,043			1,708,043	

株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			188	188	188
当中間期変動額合計	75,970	75,970	188	188	76,158
当中間期末残高	14,409,064	16,809,064	1,823	1,823	16,810,887

注記事項

重要な会計方針

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
1 . 資産の評価基準及び 評価方法	<p>有価証券</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 並びにその他の関係会社有価 証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価 格等に基づく時価法（評価 差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移 動平均法により算定） 時価を把握することが極めて 困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p>
2 . 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を 除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以 降に取得した建物附属設備に ついては、定額法を採用して おります。また、取得価額が 10万円以上20万円未満の少額 減価償却資産については、一 括償却資産として3年間で均 等償却する方法を採用してお ります。</p> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・ リースに係る有形固定資産中 のリース資産は、リース期間 を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法を採用してお ります。</p>
3 . 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるた め、支給見込額の当中間会計 期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p>

	<p>従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
4 . 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成29年 9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 35,717千円 器具備品 471,879千円 リース資産 3,003千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	
1 減価償却実施額	有形固定資産 36,052千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)				
1 . 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2 . 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成29年 6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(イ) 配当金の総額・・・・・・・・1,784,014千円				
(ロ) 1株当たり配当額・・・・46,580円				
(ハ) 基準日・・・・・・・・平成29年 3月31日				
(二) 効力発生日・・・・・・・・平成29年 6月30日				

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

当中間会計期間（平成29年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1)現金・預金	13,121,777	13,121,777	-
(2)未収委託者報酬	1,501,112	1,501,112	-
(3)未収収益	3,077,303	3,077,303	-
(4)未収入金	19,258	19,258	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	51,472	51,472	-
(6)預り金	(50,300)	(50,300)	-
(7)未払金	(1,874,999)	(1,874,999)	-
(8)未払費用	(497,599)	(497,599)	-
(9)未払消費税等	(148,152)	(148,152)	-
(10)未払法人税等	(946,133)	(946,133)	-

（＊）負債で計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等並びに(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注2）子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,640,302千円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 32,747千円）及びその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額 31,200千円）及び敷金（中間貸借対照表計上額 450,632千円）並びにその他長期差入保証金（中間貸借対照表計上額 10,882千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成29年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（中間貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	33,885	27,953	5,932

中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	証券投資信託	17,587	20,891	3,304
合計		51,472	48,844	2,628

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位：千円)	関連するセグメント名
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	1,428,755	投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
1株当たり純資産額	438,926円56銭
1株当たり中間純利益金額	44,596円44銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

中間貸借対照表の純資産の部の合計額	16,810,887千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	16,810,887千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の	
普通株式の数	38,300株

1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間損益計算書の中間純利益金額	1,708,043千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	1,708,043千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円（平成29年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成29年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。

() 平成29年9月末日現在

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3．請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4．目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することができます。
- 5．目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月1日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 荒川 進
業務執行社員

指定有限責任社員 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）の平成28年9月21日から平成29年9月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）の平成29年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月1日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 荒川 進
業務執行社員

指定有限責任社員 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）の平成28年9月21日から平成29年9月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）の平成29年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月9日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）の平成29年9月20日から平成30年3月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 円コース（年1回決算型）の平成30年3月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月20日から平成30年3月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月9日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 荒川 進
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 久保 直毅
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）の平成29年9月20日から平成30年3月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上Rogge世界ハイブリッド証券ファンド 米ドルコース（年1回決算型）の平成30年3月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月20日から平成30年3月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。